

ぶんきょう保育 パンフレット 2026

《 認可保育所 新規入園児・在園児用 》

- ・この案内には保育所等の入所申込み等の手続き、必要な書類や注意して頂きたい点が記載されています。お申込みの前にお読みいただき、申請内容・必要書類等をご自身で確認いただいた上で、お手続きを行ってください。
- ・内容を更新する場合がありますので、区ホームページや窓口にて最新のパンフレットをご確認ください。



お申込みは電子申請をご活用ください！

スマートフォン・PC でお手続き可能です

【電子申請一覧】

※詳細はパンフレット [P25](#) をご確認ください。

※就労証明書等の必要書類はあらかじめお手元にご準備をお願いします。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001739/index.html>



文京区



2025年11月作成

目次

はじめに

目次	2
昨年度からの変更点	5
文京区施設区分一覧表	6
1 利用できる方	8
2 保育の必要性の認定	9
3 保育所の利用時間	10
(1) 基本時間	10
(2) 延長保育（区立保育園・区立認定こども園）	11
4 通園期間	12
5 保育所入所までの流れ	13
6 保育所入所に関する情報収集のツール	14
7 保育園見学	15

入園・延長保育選考と申込み

8 入園選考	16
(1) 基本指数表（評価基準表）	17
(2) 調整指数表（調整基準表）	18
9 延長保育（区立）選考	20
10 申込スケジュール	22
(1) 申込期間（入園・転園・延長保育）	22
(2) 入園までの流れ	23
11 申込方法	24
12 電子申請（LoGo フォーム）について	25
13 申込書類（保育所入所）	26
14 【区立】月極延長保育必要書類	30
15 区外（海外）からの申込み	32

その他申込に関すること

16 転園申請時の注意点	33
17 内定辞退・申込取下	33
18 育児休業の延長を許容できる方へ	34
19 育児休業中の申込み	36
20 マイナンバー（社会保障・税番号）制度	37
21 お申込み後の変更	38

在園児に関すること	
22	在園中の変更39
23	継続して在園するための条件40
24	長期間休園する場合41
25	退園42
26	区外転出後の継続通園42
27	延長保育を辞退する（利用をやめる）場合42
その他の手続き	
28	区外の認可保育施設に継続通園するための手続き43
29	事業所内保育所（従業員枠）へ入園した場合の手続き43
保育料に関すること	
30	保育料44
卒園後の保育について	
31	2・3歳までの保育所卒園後の保育47
その他	
	重要事項49
	幼稚園型認定こども園52
	【認可】家庭的保育事業53
	【認可】居宅型訪問保育事業53
	認可外保育施設等の補助金54
	保育園での生活55
	保育にあたって特別な配慮を必要とする場合58
	医療的ケアの実施を必要とする場合59
	園名の変更等について60
	2026 年度保育施設一覧61
	2026 年度保育施設 MAP64
	問い合わせ先66

★パンフレットの閲覧方法について

Web 版パンフレット

- ①目次の各ページ表題をクリックすると、該当ページに移動します。
- ②目次に戻る場合は、ページ下部の「目次へ戻る」を選択してください。
- ③各ページの下部に、当該ページに関連するページへのリンクがあります。
- ④リンク先からリンク元の画面に戻る場合
 - 【 PC で閲覧の場合 】
 - ・「 Alt 」 + 「 ← 」を押してください。
 - ※「 Alt 」 + 「 → 」を押すと再びリンク先に戻ります。
 - 【 スマートフォンで閲覧の場合 】
 - ・端末の機能で「戻る」をしてください。
 - ※一部機器では対応していない場合があります。
- ⑤文字検索する場合
 - 【 PC で閲覧の場合 】
 - ・「 Ctrl 」 + 「 F」で検索ウィンドウが開きます。
 - 【 スマートフォン(OS)で閲覧の場合 】
 - ・  をタップし、「ページを検索」を選びます。



紙製パンフレット

各ページの下部に、当該ページに関連するページの表題およびページ数が表示されています。

※Web 版パンフレットと紙製パンフレットの内容は同一です。

Web 版パンフレットはこちら →



昨年度からの変更点

昨年度からの主な変更点は以下の通りです。

(1) 2月・3月の入所保留通知の発行を廃止します ⇒ [P.34](#)

2月・3月については、入所選考を実施しないため、令和8年度より入所保留通知の発行を行いません。育児休業給付金の延長を希望される方は、必ず就労先又はハローワークに確認のうえ、必要な月の入所申請を行ってください。

(2) 就労要件の基本指数において、過去の実績確認は不要となります ⇒ [P.17](#)

令和8年度より、就労要件での入所選考において過去の就労実績は不要となり、入所月以降の就労日数・時間で基本指数を決定します。

例：前職がなく、4月から週5日8時間の就労開始が内定している場合（4月入所選考）

- ・令和7年度まで : 求職活動（新規就労者、採用内定者、求職中の者） → 5点
- ・令和8年度から : 就労（日中8時間以上の就労を常態） → 10点

(3) 保育園入所選考結果をSMSでお知らせします ⇒ [P.23](#)

選考結果は、お申込書に記載の「保護者1」の電話番号宛にSMSで通知します。

発信番号：03-3812-7111

【内定の場合】

4月入所 : SMSに加え、「内定通知書」を郵送します。

5月入所以降：SMSに加え、内定園から保護者さまへお電話します。

【保留の場合】

SMSに加え、「保留通知書」を郵送します。

【重要：保留の場合の通知について】

翌月以降も保留が続く場合、原則として通知しません。内定となった場合のみ、改めて通知します。

なお、保留通知書は、最初の入所希望月分のみの送付となります。改めて「保留通知書」が必要な場合は、[P.34](#)をご確認の上、ご申請ください。

【月極延長保育について】

区立保育園の月極延長保育の選考結果も上記と同様です。ただし、園からの電話連絡はありません。



文京区施設区分一覧表

施設区分			概 要	年 齢
認可保育施設	認可保育所		児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たして都知事の認可を受けた施設	施設ごとに異なる
		文京区立お茶の水女子大学こども園（保育所部分）	認可保育所に幼稚園機能を追加した施設	0 歳児～5 歳児
	地域型保育事業	小規模保育所	定員が 6 人～19 人の少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う	0 歳児～2 歳児
		事業所内保育所	会社等の保育施設の地域枠（文京区民枠）を活用した施設	
		家庭的保育事業	保育が必要と認められる少人数の 3 歳未満の児童を、家庭的保育者の自宅などで保育を行う	
		居宅訪問型保育事業	重症心身障害児等や医療的ケアの必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスをご家庭において 1 対 1 で提供する	P53
	区立幼稚園型認定こども園（二号認定利用・三号認定利用）		幼稚園に保育機能を追加した施設	1 歳児～5 歳児
認可外保育施設	東京都独自事業	認証保育所	大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定し、その基準を満たした施設	施設ごとに異なる
	企業主導型保育事業		国が行う「企業主導型保育事業」によって施設の設立や運営のための助成を受けている保育施設	
	その他	上記以外の保育施設	保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む	
教育施設	区立幼稚園 区立幼稚園型認定こども園（一号認定利用）		義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設	3 歳児～5 歳児 ※1 ※2
	文京区立お茶の水女子大学こども園（幼稚園部分）			
	私立幼稚園			

※1 柳町幼稚園、青柳幼稚園、後楽幼稚園は 4 歳児クラスからとなります。

※2 一部の私立幼稚園は満 3 歳児クラスがあります。

施設区分			保育時間	延長	給食	保育料	ページ	
認可保育施設	認可保育所		午前 7 : 15 ~ 午後 6 : 15	○	○	0 円 詳しくは P44	—	
	地域型 保育事業	文京区立お茶の水女子 大学こども園（保育所部分）						
		小規模保育所						
		事業所内保育所						
		家庭的保育事業	午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00	事業者 に問い 合わせ	P53			
	居宅訪問型保育事業	入園等については直 接、施設に問い合わせ	×	×	P53			
区立幼稚園型認定こども園 （二号認定利用・三号認定利用）		午前 7 : 15 ~ 午後 6 : 15	○	○		P52		
認可外保育施設	東京都 独自事業	認証保育所	入園等についての問い合わせは直接、施設に問い合わせ ※文京区の保育料助成制度あり（要件あり）					
	企業主導型保育事業							
	その他	上記以外の保育施設						
教育施設	区立幼稚園 ※4 区立幼稚園型認定こども園 （一号認定利用）		<基本保育> 午前 9 : 00 ~ 午後 2 : 00	○ 預かり 保育	△ ※3	0 円	P52	
	文京区立お茶の水女子大学こども園 （幼稚園部分）		<基本保育> 午前 9 : 00 ~ 午後 3 : 00 （3 歳児は午後 1 : 00 まで）				—	
	私立幼稚園		入園等については直 接、施設に問い合わせ	△ 預かり 保育 ※5	×	施設ごと に異なる	—	

※3 区立幼稚園型認定こども園の一号認定利用、文京区立お茶の水女子大学こども園の幼稚園部分は給食あり。柳町幼稚園(基本保育)は週 2 回（預かり保育登録利用者は毎日）給食あり。

※4 明化幼稚園、柳町幼稚園、後楽幼稚園、小日向台町幼稚園、千駄木幼稚園の 5 園は、令和 9 年度以降順次、幼稚園型認定こども園化を予定しています。認定こども園化の詳細につきましては学務課にお問い合わせください。

※5 一部の私立幼稚園にて長時間預かり保育を実施しています。

[目次へ戻る](#)

1 利用できる方

(1) 利用要件

認可保育所等は保護者の就労や病気などの理由により
保育を必要とする児童を保育する施設です。

原則として認可保育施設、区立幼稚園、区立認定こども園及び一部の私立幼稚園
(新制度移行園)の**二重在籍はできません**(夏休み利用等も含む。)



就労
病気
など



集団生活をさせたい
幼児教育のため
以上の理由のみでの利用不可

(2) クラス編成

2026年4月1日現在の年齢で、クラスが決まります。

誕生日を過ぎての入園の場合もクラスは変更になりません。

クラス	生年月日
5歳児	2020年4月2日～2021年4月1日 (令和2年4月2日～令和3年4月1日)
4歳児	2021年4月2日～2022年4月1日 (令和3年4月2日～令和4年4月1日)
3歳児	2022年4月2日～2023年4月1日 (令和4年4月2日～令和5年4月1日)
2歳児	2023年4月2日～2024年4月1日 (令和5年4月2日～令和6年4月1日)
1歳児	2024年4月2日～2025年4月1日 (令和6年4月2日～令和7年4月1日)
0歳児	2025年4月2日～(令和7年4月2日～) ※受け入れ可能なお子さまの月齢は園によって異なります。

※0歳児クラスは入園月の1日時点で、保育開始月齢(日齢)に達している必要があります。

園によっては保育を行っていないクラスがあります。
各園の保育可能な年齢(クラス)は、保育施設住所・連絡
先一覧([P61](#))でご確認ください。



2 保育の必要性の認定

認可保育所等を利用するためには、「保育の必要性」の認定を受けていただく必要があります。認定後、「支給認定証」が発行されます。

(1) 認定区分について

認可保育所等の利用をご希望の場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請が必要です。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳から小学校就学前までの子ども	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分・一号認定利用)
2号認定	満3歳以上で、保育所等での保育を必要とする子ども	・認可保育所 ・地域型保育事業
3号認定	満3歳未満で、保育所等での保育を必要とする子ども	・認定こども園(保育所部分・二号認定利用・三号認定利用)

※ 認定はお子さまお一人ずつに必要です。

※ 文京区の認可施設をお申込みの際は、入所申請と併せてご申請いただきます。

※ 認可保育施設に在園の方には、3号認定から2号認定への切り替えの際、3歳の誕生日までに文京区から新しい支給認定証を送付します。

(2) 保育を必要とする事由について

「2号認定」「3号認定」を受けるためには、保護者全員（単身赴任・海外在住問わず）が下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

就労	月48時間以上の就労を常態としていること
出産	妊娠中または出産直後であること
疾病・障害	疾病、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護していること
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動を継続的にこなしていること (入園後、3か月以内に月48時間以上の就労を開始することが条件)
学生	学校教育法に規定された学校等に在学していること
—	その他、法令等に定めのある場合

(3) 保育必要量について

保育を必要とする事由に応じて、以下のとおり「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。区分により保育施設の利用最大時間が異なります。

※保育を必要とする時間が短い方の保護者により、事由と必要量は認定されます。

※疾病・障害、求職活動の要件の方は、原則、保育短時間での認定となります。

認定される保育必要量	保育を必要とする時間
保育標準時間	午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの範囲内 (最大 11 時間)
保育短時間	午前 9 時から午後 5 時までの範囲内 (最大 8 時間)

重要事項（認定） P49

3 保育所の利用時間

(1) 基本時間

保育標準時間と保育短時間で保育施設を利用可能な時間が異なります。

標準時間 (例)	午前 7:15	通常時間		午後 6:15	午後 7:15	延長保育
短時間 (例)	午前 7:15	午前 9:00	通常時間	午後 5:00	午後 6:15	午後 7:15
	短時間認定 スポット			短時間認定 スポット		延長保育 スポット

※ 実際の保育時間は、保護者の勤務日や就労時間・通勤時間等の状況を確認の上、最終的に、各保育所が決定します。

※月 120 時間未満の就労、疾病・障害、求職要件の方、または育児休業中の方の保育時間は、区立保育園・区立認定こども園の場合、原則午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間になります。

なお、私立保育園については、園により異なりますので、直接ご確認ください。

- ★入園当初は、「慣れ保育」として保育時間が短くなります。転園の場合も同様となります。
- ★保護者の方が保育できる日がある場合は、お子さまをお預かりすることはできません。
- ★日曜日及び祝日は、お預かりすることができません。年末年始については、各保育園へお問い合わせください。

(2) 延長保育（区立保育園・区立認定こども園）

延長保育は、通常保育時間でのお迎えに間に合わない場合にご利用いただけます。

下記の料金の延長保育料が発生します。

【私立保育園の延長保育について】

各私立保育園で受付・決定をしています。利用方法、利用可能年齢や延長保育料は、各園で異なります。利用を希望する私立保育園に直接お問い合わせ、お申込みください。

種類	利用できる方	年齢	利用方法	料金
月極延長保育	就労により、週3日以上 午後6時15分までのお 迎えが間に合わない方	1歳児クラ スから※1	選考あり（ P20 ） 申請期限内に区に 申込み（ P30 ）	P45
延長保育スポット （1日単位の利用）	就労により、午後6時 15分までのお迎えが間 に合わない方	1歳児クラ スから※1	選考なし 月10回まで利用可 事前登録※2が必要	1日400円
保育短時間認定 スポット （1日単位の利用）	短時間認定の方で、勤務 等の都合により、通常時 間以外の利用が必要な方	制限なし	選考なし 事前登録※2が必要	1日400円

※1 根津保育園は満1歳から利用可能

※2 在園する園に登録申請書をご提出ください。

【注意事項】

★月極延長保育の選考は、入園・転園選考とは別途実施するため、延長保育の利用ができなければ、入園・転園しないというお申込みはできません。予めご了承ください。

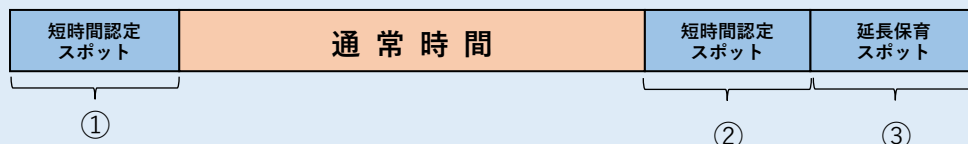
★お迎え時間が週3日以上、午後6時15分を超えない場合は、月極延長保育の利用はできません。延長保育スポットをご利用ください。

★保育短時間認定の方、文京区外にお住まいで転入予定がない方は、月極延長保育を申込むことはできません。

保育短時間認定の方の料金例

午前 7:15 午前 9:00

午後 5:00 午後 6:15 午後 7:15



①のみ利用/①②利用 → 計400円

①②③利用 → 計400円（同日に延長保育スポットを利用した場合も1日400円です。）

保育所の利用時間 P10

月極延長保育料 P45

延長保育選考 P20

重要事項（延長保育） P50

4 通園期間

保護者の方の「保育の必要性」の事由により、保育所の通園期間が異なります。
 ※保育の必要性が申込時と変わらないことが通園継続の条件です。変更があった場合は退園となる場合があります。（[P40](#) 参照）

「保育の必要性」の事由		保育所の通園期間
就労	月 48 時間以上の就労をしていること	就労期間
出産	出産の直前か直後であること ※入園後、途中で要件を切り替えても、在園期間の延長はできません。	出産月の前 2 か月から 出産日から起算して 57 日目が経過する月の末日まで
疾病・障害	病気や怪我のため、又は精神や身体の障害があること	それぞれの事由の必要期間 (診断書等により決定)
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護していること	それぞれの事由の必要期間 (診断書等により決定)
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	それぞれの事由の必要期間
求職活動	求職活動を継続的にこなっていること (入園後、3 か月以内に月 48 時間以上の就労を開始することが条件)	入園日から 3 か月
学生	学校教育法に規定された学校等に在学していること	在学期間
その他	その他、法令等に定めのある場合	保育を必要とする期間

在園中の変更 P39

在園中に転職・退職・出産 P40

5 保育所入所までの流れ

希望園 決定

- ・ 情報収集 ▶ [P14](#)
- ・ 保育園見学（任意） ▶ [P15](#)
- ・ 保育施設 MAP の確認 ▶ [P64](#)

申し込み

- ・ スケジュール ▶ [P22](#)
- ・ 申込方法、申込書類 ▶ [P24](#) [P26](#)
- ・ 申込後の変更 ▶ [P38](#)

書類確認 選 考

- ・ 区担当者による書類不備等の確認
- ・ 入園選考、月極延長保育（区立）選考 ▶ [P16](#) [P20](#)

結果通知

- ・ 【入所内定の場合】内定連絡 ▶ [P23](#)
- ・ 【入所保留の場合】保留連絡・入所保留通知書送付 ▶ [P23](#)

健康診断 面 談

- ・ 園医との健康診断
- ・ 園との面談



入園開始

- ・ 在園中の変更 ▶ [P39](#)
- ・ 保育料 ▶ [P44](#)

6 保育所入所に関する情報収集のツール

文京区では保育所入所の準備をサポートするための各種ツールをご用意しておりますので、ぜひご活用ください。

(1) 文京区保育所案内アプリ

保育所入所のために必要な情報をアプリ（下記二次元コード）で調べることができます。

【保育所案内アプリでできること】

- ・電子申請一覧の確認
- ・保育所 MAP（マップや施設名から園を検索できます！）
- ・保育所空き情報の確認
- ・パンフレットの閲覧
- ・申込スケジュールの確認
- ・必要書類検索
- ・よくある質問の確認

iOS 版



Android 版



(2) 保育施設 MAP・保育園一覧（園庭や定員、写真など）

文京区保育施設 MAP



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001756.html>

保育園一覧



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001757.html>



(3) 保育所の空き状況について

毎月 1 日に最新の空き状況（募集）を文京区ホームページ等でお知らせします。

空き状況



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001772/index.html>

7 保育園見学

保育所入所の申込を行う前に、希望する園の見学を行うことができます。（予約制）
見学の予約等については、直接、各保育所にご連絡ください。

見学のポイント

- ①保育時間を確認する。
- ②延長保育の時間や料金を確認する。（私立保育所）
- ③保育指針や保育目標など特徴を確認する。
- ④保育内容や子どもたちの様子を確認する。
- ⑤屋内外の環境や設備を確認する。
- ⑥給食やアレルギー対応について確認する。

※ 見学は必須ではありません。

※ 内定後の見学はご遠慮ください。



おうちでぶんきょう園見学

区内の保育所等の保育室、園庭、ホール、テラス、トイレ、給食等を撮影し、
各園の雰囲気が伝わるような1分程度の紹介映像をYouTube上に公開しています。

おうちでぶんきょう園見学

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001760.html>



入園後は、園の先生とコミュニケーションをとることが
多くなります！
見学時に、しっかりとお話ししておきましょう。

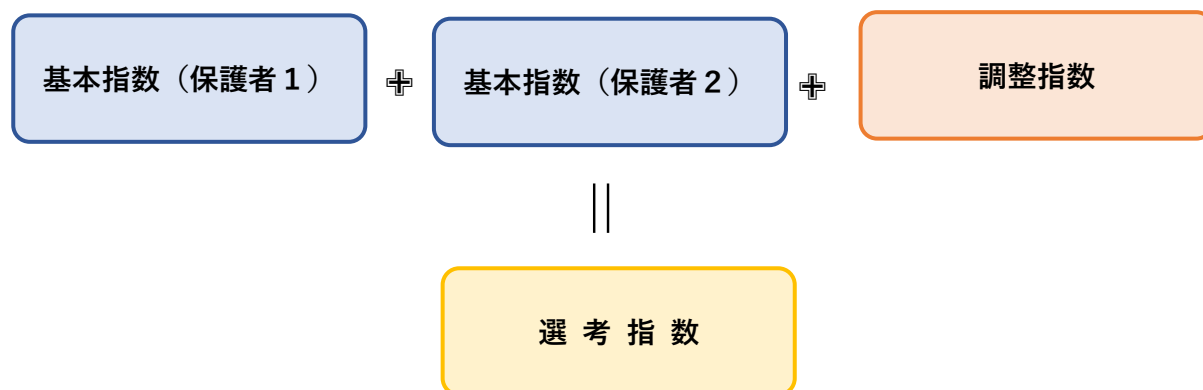


8 入 園 選 考

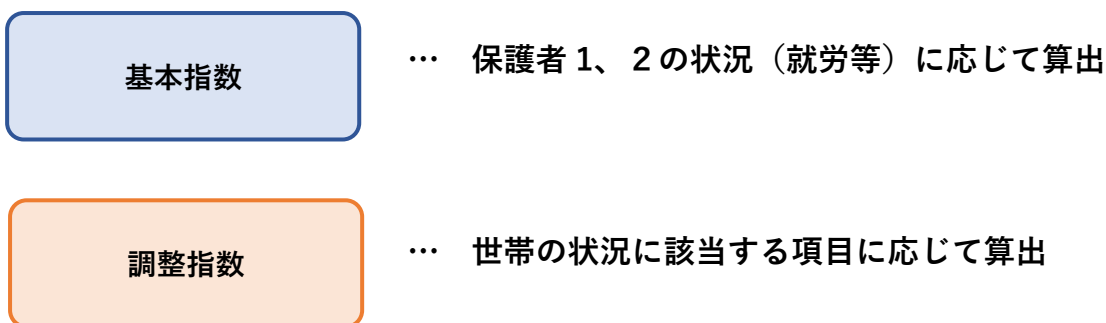
☆入園選考の三つのポイント

- 一、 同じ希望園の中で、「選考指数」の高い児童から内定者を決定します。
- 二、 同点の場合は、選考指数が同一となった場合の優先順位に基づき、内定者を決定します。
- 三、 希望園数や希望順位で有利・不利になることはありません。

【選考指数の算出方法】



【指数について】



※「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、選考指数は0点になります。⇒[P.34](#)



ご自身の選考指数を確認する場合は、「選考指数・必要書類 確認フォーム(2026)」をぜひご活用ください。

<https://logoform.jp/form/6KSU/1249707>



(1) 基本指数表 (評価基準表)

保護者の状況			基本 指数
類型	細目		
就労 (内定) ※	週5日以上 (月20日以上)	日中8時間以上の就労を常態	10
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	9
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	8
	週4日 (月16日以上)	日中8時間以上の就労を常態	9
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	8
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	7
	週3日 (月12日以上)	日中8時間以上の就労を常態	8
		日中6時間以上8時間未満の就労を常態	7
		日中4時間以上6時間未満の就労を常態	6
	上記に該当しない者（月48時間以上勤務）		5
求職活動		求職中の者又は採用内定者（入所希望月の翌月以降に就労を開始する者に限る）	5
学生	大学等	週5日以上、日中8時間以上の就学をする者（大学院含む、研修医は外勤とする）	8
	各種学校等	週3日以上、日中4時間以上の就学を1年以上する者（カルチャースクール等は除く）	7
	その他	週3日以上、日中4時間以上の就学を6か月以上する者（カルチャースクール等は除く）	6
出産		入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者	7
疾病・障害	長期入院	概ね1か月以上の入院	10
	病気重	常時臥床、感染性疾患（育児不可能）	10
	病気中	一般療養（育児困難）	8
	病気軽	一般療養（育児に支障あり）	7
	障害重	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級（育児不可能）	10
	障害中	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度（育児困難）	8
	障害軽	身体障害者手帳4級（育児に支障あり）	6
看護・介護	看護（介護）重	週5日、日中8時間 常時付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	10
	看護（介護）中	週3日、日中8時間以上の付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	8
	看護（介護）軽	週3日、日中4時間以上8時間未満の付添看護（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）	6
災害		災害などによる家屋の損傷、災害復旧のため、保育にあたれない場合	10
不存在		両親が存在しか行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合 （母〔父〕子家庭等で、事情により祖父母が保育している場合は、保護者の要件とする。）	10

※ 就労(内定)は、入所希望月中に就労を開始する採用内定者を含む。



選考指数は選考会議によって決定致します！
結果通知前の選考指数の照会には応じられませんので、ご了承ください。

(2) 調整指数表（調整基準表）

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
区民	①文京区民である。	4	住民票及び居住実態のある者（児童及び保護者）。入所希望月の1日までに文京区へ転入する者を含む。
	②文京区民以外の区内在勤者・在学者である。	1	
新規	新規入所である。	1	区内認可保育施設未入所児が対象。
生活保護	生活保護受給世帯である。	4	扶助証明必要。転園申請者は対象外。
里親	児童福祉法第6条の4に規定する里親である。	3	養育里親、養子縁組里親、親族里親又は専門養育里親が対象。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	1	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加算対象です。 <u>自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。</u> 単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にない場合は、入所希望日時時点で別居予定となる証明があれば対象。 単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。就労証明書の備考欄に単身赴任の旨の記載がないものは対象外。 ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
多子	※多子は保育所入所年齢（生後4か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。		
	①きょうだいが区内認可保育施設在園である。	2	きょうだいが区内認可保育施設に在園している場合に対象。
	②小学校3年生までのきょうだいがいる。	1	
	③申込児が多胎児	2	新規の同時申請の場合のみ対象。
障害	①申込児が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	2	
	②保護者が身体障害者手帳3級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上の交付を受けている。または申込児のきょうだいが身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている。またはそれに準ずる場合。	1	基本指数の類型が「障害」、きょうだいの「看護・介護」以外の場合が対象。
受託	月48時間以上、区外認可保育施設・認可外保育施設等（幼稚園含む）に継続して6か月以上預けており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
待機	入所申請から6か月以上待機している。（転所の場合を含む）	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がいない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所地から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況になく、日中保育にあたれる場合を除く。
卒園児	年齢上限のある区内の認可保育施設の卒園に伴う入所申込みである。	2	本冊子52頁「2・3歳までの保育所卒園後の保育」中の「（1）卒園後に再度入園申込みが必要な保育所」を卒園する文京区在住の児童で、引続き4月入所を希望する場合のみ対象。
失業者	主として生計を維持する者が入園希望月の申込受付開始日より3か月以内に失業し、就労の必要性が高い。	2	前年（前々年）の収入が高い方の保護者の失業に伴って、求職中要件での申請の場合。
育休明け	育児休業の為、区内認可保育施設を卒園前に退園し、復職に伴う再入園の申込となる。（きょうだい同時申請の場合に限る。）	3	出産月の前後2か月の間に、育児休業取得に伴い、区内認可保育施設を退園し、退園から1年以上経過後、育児休業終了に伴い退園した児童と育休に係る児童が同時に入園申込の場合。
辞退	入所申請した同じ年度中に区内認可保育施設の内定を辞退している。	—	新規・受託・待機の加算は行わない。
滞納	保護者に保育料・延長保育料の滞納がある。	—	調整指数の計上は全て行わない。転園、延長保育は選考外。 滞納については、申込締切時に3か月分以上の保育料・延長保育料の未納がある者が対象。

該当する場合のみ必要が必要となる書類 P28

【基本指数の取扱いについて】

1	保護者の状況を証明する書類の不足・不備により、基本指数が確定できない場合、当該保護者については基本指数の類型に属さない5点と扱う。
2	就労・就学の時間には休憩時間を含み、通勤・超過勤務・通学時間を含まない。
3	短時間勤務制度（時短）利用者の ①「時短による就労時間が6時間に満たず、かつ正規の就労時間より2時間を超えて短い場合」または②「就労日数を短縮する場合」は、短縮後の就労日数・時間で指数を決定する。（例：週5日8時間就労⇒週5日6時間就労を下回る場合は指数変更）
4	基本指数は、保護者が2人のときは父母それぞれの指数を合算し、保護者が1人のときはその指数に10点を加え決定する。
5	類型はいずれか一つを適用するものとし、複数の類型にまたがるものは合算しない。 「出産」とそれ以外の類型の両方に当てはまる場合は、「出産」が優先するものとする。 ただし産前・産後休暇のみで復帰（または幼児保育課の指定する期限までに復帰）する場合は、「就労」の要件を優先する。
6	就労内定で入所した場合、入所後内定先の事業所で就労しない場合や就労時間が変更になった場合は再選考となる。
7	日中とは午前7時15分から午後6時15分までをいう。ただし、完全に日中以外の時間に就労等該当となる場合、日中の就労時間の2/3を就労時間とみなす。
8	「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、保護者それぞれの基本指数を0とする。

【調整指数の取扱いについて】

1	区民、ひとり親、多子の同類型の中の細目については、重複して加算しない。
2	新規、多子、親族は入所希望月時点で該当となる場合のみ加算する。
3	生活保護受給世帯とひとり親はいずれか一方のみ加算する。
4	多子は保育所入所年齢（生後4か月以上）で、保育所入所申込みがなく、認可外保育施設等（幼稚園含む）にも未入所の児童が一人でもいる場合は対象外。
5	前年度末において、きょうだいが区内認可保育施設の卒園児の場合、多子①の加算対象外となる。ただし、その他のきょうだいが区内認可保育施設在園児の場合を除く（4月入園のみ）。
6	きょうだいが居宅訪問型保育施設の在園児の場合は、多子①の加算対象とはならない。
7	入園選考において「卒園児」及び「待機（受託）」はいずれか一方のみ加算する。ただし、卒園児の加算に該当した後、新たに受託または待機に該当した場合を除く。
8	多子と育休明けはいずれか一方のみ加算する。
9	「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、調整指数の加算は行わない。

【備考】

1	令和4年11月時点でベネッセかごまち保育園に在籍していた3歳児が卒園に伴う申請をする場合、卒園児の加算を行うことができる。その場合、4歳児への進級は保証されない。
2	入所時点で進級先（連携先）のない保育施設の卒園に伴う申請をする場合、条件を付して、1次選考後に空きがある施設へ優先的に案内を行う。

☆選考指数が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

順位	類型	細目
1	区民①	調整指数「区民①」の加算がある。
2	滞納なし	保育料・延長保育料の滞納がない。
3	生活保護受給世帯	調整指数「生活保護」の加算がある。
4	ひとり親①	調整指数「ひとり親①」の加算がある。
5	内定辞退なし	申込み児童について、当該年度中に内定辞退をしていない。
6	障害①	調整指数「障害①」の加算がある。
7	障害②	調整指数「障害②」の加算がある。
8	基本指数	両親合算基本指数の高い順。
9	育休明け	調整指数「育休明け」の加算がある。
10	卒園児	調整指数「卒園児」の加算がある。
11	保育士等	申請児童の保護者が、認可保育園、地域型保育事業、認証保育所、幼稚園、企業主導型保育所、認可外保育施設（東京都認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設）に、保育士、保育教諭または幼稚園教諭として、基本指数9点以上に該当する勤務条件で勤務している、または入園希望月より勤務を予定している場合（ただし、就労証明書及び保育士証等の写しの提出があって確認できる場合に限る）。
12	多子①	調整指数「多子①」の加算がある。
13	基本類型順	不存在、災害、疾病・障害、就労、看護・介護、出産、学生、求職（両親のうち高い方を比較）の順。
14	新規	調整指数「新規」の加算がある。
15	ひとり親②	調整指数「ひとり親②」の加算がある。
16	多子③	調整指数「多子③」の加算がある。
17	多子	調整指数「多子」加算があり、より人数の多い方を優先。
18	受託	調整指数「受託」の加算がある。
19	待機	調整指数「待機」の加算がある。
20	収入1	保育料階層（A、B、C、D0～25）の低位の順。
21	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
22	収入2	区民税所得割額の低い順。

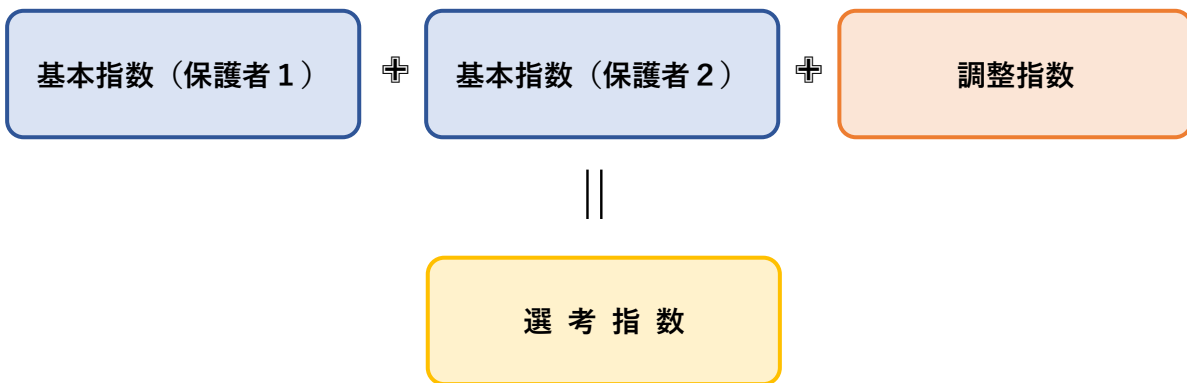
※「希望する保育所に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる」旨の意思表示がある場合は、順位21及び順位22に基づいて、優先順位を決定します。

9 延長保育（区立）選考

☆延長保育選考の三つのポイント

- 一、 同じ園の延長保育希望者の中で「選考指数」の高い児童から内定者を決定します。
- 二、 同点の場合は、延長保育選考指数が同一となった場合の優先順位に基づき、内定者を決定します。
- 三、 保育料を滞納している方は、延長保育の選考対象外となります。

【選考指数の算出方法】



【基本指数表（評価基準表）】

保護者の状況		基本 指数
類型	細目	
就労 （内定）	園到着時間が、週4日以上午後6時15分以降になることを常態	10
	園到着時間が、週3日午後6時15分以降になることを常態	8
	園到着時間が、週3日以上午後6時15分以降になることを予定	5

【選考指数の取り扱いについて】

1	保護者の状況を証明する書類の提出がない場合、当該保護者の基本指数を5点とする。
2	園到着時間は、勤務先が証明する通常勤務時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とする。超過勤務の実績がある場合は、超過勤務の実績を超過勤務の日数で除した時間を園到着時間に加えることができる。
3	基本指数は、保護者が2人のときは父母それぞれの指数を合算し、保護者が1人のときはその指数に10点を加え決定する。

※延長保育の要件（週3日以上、就労により午後6時15分までに迎えに来ることができない）がない場合は、選考対象外となります。

※入園・転園選考とは別で実施するため、「月極め延長保育が利用できなければ入園・転園しない」というお申込みはできません。利用できない場合も**入園・転園が決定されます**ので予めご了承ください。

延長保育 P11

重要事項（延長保育） P50

【調整指数表（調整基準表）】

世帯の状況			
類型	細目	加算指数	条件・例外等
再申込み	産休・育休取得前に区立認可保育所の月極め延長保育を既に辞退しており、産休・育休取得のために辞退し、復職後に伴う同園の月極め延長保育の再申込みとなる。	4	産休・育休取得に伴い、区立認可保育所の月極め延長保育を辞退した児童に限る。ただし、産休・育休取得に伴い月極め延長保育を辞退した児童及び当該産休・育休にかかる児童のきょうだいが同時申込みする場合は、児童のきょうだいも対象。
ひとり親	①ひとり親世帯である。	3	死別、離婚、離婚調停中の者又は婚姻によらないで母又は父になった者。戸籍謄本・家裁の調停申立書等による証明が必要。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合や同一住所・同一建物に住民票がある場合（別居の実態を証明する書類の提出がある場合は除く。）は対象外。
	②別居の状態にある。	2	別居の場合は、別居の実態が確認できる場合かつ保育の援助が必要であることを証明できる場合のみ加算対象です。自宅と別居先が、特別な事情がなく近隣であると判断される場合は認められません。単身赴任の予定で、申込み時点で別居状態にない場合は、入所希望日時点で別居予定となる証明があれば対象。単身赴任等により申込み時点で別居状態にあり、入所希望日以降も継続する予定の者。就労証明書の備考欄に単身赴任の旨の記載がないものは対象外。ひとり親家庭の状況申告書が未記入の場合は対象外。
在園児等	①利用を希望する保育所における保育を既に利用している。	2	
	②利用を希望する保育所にきょうだいが在園している。	2	
多子	①きょうだいが区立認可保育所の月極め延長保育を既に利用している。	3	
	②きょうだいが私立認可保育所（地域型保育事業を含む）の月極め延長保育（午後6時15分以降）を既に利用しており、受託証明書の提出がある。	2	
	③きょうだいで同時申込みしている。	1	区立認可保育所への申込みに限る。きょうだいが同園でない場合も対象となるが、きょうだいのうちいずれかが入所保留となる又は私立認可保育所（地域型保育事業を含む。）に内定し、月極め延長保育の選考の対象とならない場合は対象外。
受託	週3日以上、延長保育の利用時間帯（午後6時15分以降）に有料で他の保育サービス等（親族・知人に預ける場合を除く。）を継続して6か月以上利用しており、受託証明書の提出がある。	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。利用を希望する保育所に既に在園している場合に限る。
待機	月極め延長保育の申請から6か月以上待機している。（転所の場合を含む）	1	育児休業取得期間は対象期間から除く。区立認可保育所から別の区立認可保育所へ転所する場合に、引き続き月極め延長保育を申請しているときは、当該申請期間も対象期間とする。
親族	近隣在住で保育に協力できる祖父母がいない。	1	近隣在住（同居及び保護者住所から500m以内）の祖父母（入所希望月の1日時点で65歳未満）が就労、就学、療養等の状況になく、保育にあたる場合を除く。

☆選考指数が同一になった場合は、下記の順位に基づいて、優先順位を決定します。

順位	類型	細目
1	再申込み	調整指数「再申込み」の加算がある。
2	ひとり親①	調整指数「ひとり親①」の加算がある。
3	ひとり親②	調整指数「ひとり親②」の加算がある。
4	在園児等①	調整指数「在園児等①」の加算がある。
5	在園児等②	調整指数「在園児等②」の加算がある。
6	多子①	調整指数「多子①」の加算がある。
7	延長保育スポット	月極め延長保育の申込みの前月から起算して直近6か月以内に、延長保育スポットを利用している。
8	受託	調整指数「受託」の加算がある。
9	待機	調整指数「待機」の加算がある。
10	小学校低学年	小学校1年生から3年生までのきょうだいがいる。
13	区民としての期間	継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
14	収入	区民税所得割額の低い順。

10 申込スケジュール

(1) 申込期間 (入園・転園・延長保育)

■ 2026 年 4 月入所

1 次募集		
2025 年	11 月 1 日(土)	申込書類配付開始 窓口は 11 月 4 日(火)開始
	11 月 12 日(水)	申込受付開始
	11 月 30 日(日)	申込受付終了 ※ 窓口は 11 月 28 日(金)まで受付
	12 月 17 日(水)	申込状況公開 (区 HP)
	12 月 19 日(金)	不足書類締切り ※ 希望園変更締切り ※
2026 年	1 月 7 日(水)	申込取下届締切り ※
	1 月 30 日(金)	1 次選考結果発送予定・SMS にて結果送信予定

2 次募集		
2025 年	12 月 1 日(月)	申込受付開始
2026 年	1 月 30 日(金)	申込受付終了 ※
	2 月 6 日(金)	申込状況公開 (区 HP)
	2 月 13 日(金)	不足書類・希望園変更締切り ※ 申込取下届締切り ※
	2 月 27 日(金)	2 次選考結果発送予定・SMS にて結果送信予定



※電子申請の受付は受付終了日の 23 時 59 分までです。

★未出生児の申込について

2026 年 2 月 28 日までに出生予定であれば、未出生児の申込みができます。
詳細については、[P49](#) [I 全般](#)をご覧ください。

1 次募集に申し込んで保留になった場合、自動的に 2 次募集に回るため、再度の申込みは必要ありません！
希望園の変更がある場合は締切りに注意しましょう。

■ 5 月入所以降 (2026 年 5 月～2027 年 1 月入所)

- ・入園 (在籍) は各月の 1 日からとなります (月極延長保育料の日割はありません。)
- ・「入所希望施設変更届」、「保育所入所申込取下届」についても申込期間内にご提出ください。

★申込期間一覧

5 月入園	4 月 1 日 (水) ～ 4 月 10 日 (金)	10 月入園	9 月 1 日 (火) ～ 9 月 10 日 (木)
6 月入園	5 月 1 日 (金) ～ 5 月 11 日 (月)	11 月入園	10 月 1 日 (木) ～ 10 月 13 日 (火)
7 月入園	6 月 1 日 (月) ～ 6 月 10 日 (水)	12 月入園	11 月 2 日 (月) ～ 11 月 10 日 (火)
8 月入園	7 月 1 日 (水) ～ 7 月 10 日 (金)	1 月入園	12 月 1 日 (火) ～ 12 月 10 日 (木)
9 月入園	8 月 3 日 (月) ～ 8 月 10 日 (月)	2 月、3 月は募集を行いません。	

※電子申請は毎月 1 日から受付可

申込取下 P33

(2) 入園までの流れ

■ 2026 年 4 月入所

< 内定した場合 >

■面談・健康診断

内定通知から入園前月までの間に、園との面談と健康診断（原則、嘱託医が対応）を実施します（上記期間中に行うことができない場合、また健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。）。



■入園

入園（在籍）は4月1日からです。
月途中からの入園はできません。
※入園後、当面の間は、慣れ保育のため保育時間が短くなります。詳細は面談時にご確認ください。

< 内定しなかった場合 >

■入所保留

【4月1次募集で入所保留】

自動的に2次募集に回ります。希望園の変更がある場合は、申込期間内に入所希望施設変更の手続きをしてください。

※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月1回のみです。

【4月2次募集で入所保留】

申込みは翌年の1月選考まで有効となります。5月入所選考以降、希望する施設に空きが出た場合に再度選考を行い、内定した方のみ SMS にて通知後、内定園より電話します。
※5月入所選考以降の流れは「■5月入所以降」をご確認ください。

※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月1回のみです。

■ 5 月入所以降

■結果通知（選考会議終了後）

◎入所月の前月の中下旬（**おおよそ各月 20 日**）頃に、SMS（ショートメッセージサービス）で通知後、封書をお送りします。また、内定園より電話にて連絡があります。

◎内定結果に関する電話及び窓口でのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

< 内定した場合 >

■面談・健康診断

内定連絡から入園前月までの間に、園との面談と健康診断（原則、嘱託医による）を実施します（上記期間中に行うことができない場合、また健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。）。



■入園

入園（在籍）は毎月1日からです。
月途中からの入園はできません。
※入園後、当面の間は、慣れ保育のため保育時間が短くなります。詳細は面談時にご確認ください。

< 内定しなかった場合 >

■入所保留

申込みは翌年1月入園選考まで有効です。希望する施設に空きが出た場合に再度選考を行い、内定した方のみ SMS にて通知後、内定園より電話します。（翌年4月の申込みをご希望される場合は、別途申込みが必要です。）

※入所保留通知が発行されるのは、原則、年度内の申込みの最初の月1回のみです。

※内定しなかった月の翌月以降、毎月20日頃に内定のご連絡をする可能性があります。



■変更届

各月の申込期間中に受け付けた届出は、その月の選考会議で反映いたします。

■希望園の変更・申込取下

各月の申込期間中に受付けています。

育児休業の延長を許容できる方へ P34

内定辞退 P33

11 申込方法

入園・転園・延長保育のお申込みをされる方は、申込期間内に必要書類（[P26](#)）を以下の方法により幼児保育課入園相談係まで提出してください。

※区外（海外）からお申込みの場合は、[P32](#)をご確認ください。

申請方法	お申し込み先
電子申請 【原則】	右記の二次元コードまたは文京区 HP をご確認ください。 締切り：受付終了日の 23 時 59 分まで https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001739/index.html ※入所月の 1 日までに転入予定がない方はご利用いただけません。 
窓口	文京シビックセンター 1 2 階 文京区幼児保育課窓口 土・日・祝日を除く日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
郵送	〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京区幼児保育課入園相談係宛 <u>※締切日必着</u>

※書類の遅れや不着の場合については、選考対象とはなりませんのでご注意ください。

※郵便事故等による書類の遅れや不着は、一切責任を負いかねます。予めご了承ください。

※FAXやメール等での申込みはお受けできません。また、保育所では受付しておりません。

※提出された書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。

電子申請での申込みに
ご協力お願いします！



12 電子申請（LoGo フォーム）について

以下の申請について、PC やスマートフォンからお申込みいただけます。窓口に行かずに、ご自宅でいつでもお手続きが可能です。是非ご活用ください。

電子申請の詳細はこちらの区 HP をご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001739/index.html>



（１）電子申請でお手続きいただける内容（令和 7 年 11 月時点）

1	入所・転所申込	7	保育停止・休園届
2	入所希望施設変更届	8	認定申請
3	区立保育園延長保育申込	9	延長保育辞退届
4	退所届	10	復職証明書の提出
5	内定辞退・申込取下届	11	保育料口座振替依頼書の提出
6	変更届	12	保育所継続通園申込

（２）入園・転園（延長保育）のお申込みの流れ

申請状況もご確認ください。

STEP 1 必要書類（入園・転園：[P26](#)、延長保育 [P30](#)）をお手元にご用意

STEP 2 電子申請（LoGo フォーム）をご入力（目安：10 分～20 分程度）

STEP 3 送信完了メールから申請状況をご確認

※メールが届かない場合、迷惑メールに振り分けされている場合があります。

申請状況の確認 ※送信完了メールの申請状況から進捗をご確認いただけます。

- ・「受付」…申請を受付しました。
- ・「審査中」…区の担当者が申請内容を確認中です。
- ・「審査完了（不足・不備あり）」…不足・不備の内容は、郵送または電話にてご連絡します。
- ・「審査完了（不足・不備なし）」…書類の不足・不備はありませんでした。

★必要書類は、以下①または②の方法で電子申請に添付（アップロード）できます。

① 紙の書類を撮影し、写真データを添付する。

※スマートフォン等で撮影したものをそのままの規格で添付できます。

※画像が不鮮明な場合は再提出をお願いする場合があります。

② 会社等から電子データで証明書を発行してもらい、データで添付する。

13 必要書類（保育所入所）

①～④の書類



⑤保育の必要性を確認
するための書類【P27】



⑥該当する場合のみ
必要となる書類【P28】

※電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

※文京区所定の様式は文京区ホームページよりダウンロードできます。

※希望する園は第10希望まで記入できます(第10希望まで記入必須では無いため、ご通園に無理のない範囲でご記入ください。)

必要書類		必要な方	
		窓口・郵送	電子申請
①	保育施設等申込受付票	4月入所申請のみ ※5月～1月入所申請時は不要	不要
①	教育・保育給付認定申請書兼 保育所入所（転所）申込書	全員	不要
②	施設型給付費・地域型保育給付費等 現況届	全員	不要
③	児童の状況申告書	全員	不要
④	保育所等入所（転所）申込にあたって の確認書	全員	不要
⑤	保育の必要性を確認するための書類 （就労証明書など）	全員（ P27 ）※ご両親分	一部不要 P27 参照
⑥	該当する場合のみ必要となる書類	P28 に該当する場合は提出	一部不要 P28 参照

電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。



「選考指数・必要書類 確認フォーム(2026)」で
ご自身が必要な書類を確認することができます！

<https://logoform.jp/form/6KSu/1249707>



保育の必要性を確認するための書類（＊印は文京区所定の様式）

申込要件	必要書類	電子申請
就労 （会社員等の給与所得者）	①＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
	②＊就労状況申告書 （複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ）	
就労 （自営業者）	①＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
	②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー	
	③＊就労状況申告書 （複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ）	
就労（入園月中に就労開始） 求職活動中（採用内定がある）	＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
求職活動中 （採用内定がない）	①＊求職活動状況申告書	不要
	②ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、就職あっせん機関（就職情報サイト等も含む）登録画面のコピーなど求職活動中であることが分かる書類 ※保育所入所後に求職活動を開始する予定である場合は、内定した月中の提出が必要	必要
出産	母子健康手帳のコピー （表紙および出産（分娩）予定日の分かるページ）	必要
疾病	＊診断書（文京区様式）	必要
障害	障害者手帳・愛の手帳のコピー	必要
看護・介護	①＊看護・介護状況申告書	不要
	②被介護者の診断書・障害者手帳・保険証又は資格確認書など	必要
学生	①＊就学内容状況書	不要
	②在学証明書もしくは学生証のコピー	必要
	③カリキュラム ※1週間のスケジュール(曜日、時間)について、担当教授等が証明(自署)したものでも可	必要

※就労証明書は、証明日が申込み開始日から3か月以内のものに限ります。

また、内容について、就労先に問合せをすることがあります。

※自営業者は、三親等内の親族が経営する会社等で就労する場合も含みます。

※海外勤務である等関係なく、ご両親分の書類が必要です。

※＊印の書類は、特別な事情がない限り、文京区の様式での提出が**必須**です。

重要事項（保育の必要性を確認するための書類） P51

該当する場合のみ必要となる書類（*印は文京区所定の様式）

該当者	必要書類	電子申請
以下基準日時点で、 住所地在文京区ではない方 【4月～8月入園申請】 2025年1月1日時点 【9月～1月入園申請】 2026年1月1日時点	保育料階層・区立保育園延長保育料を決定するための資料（ P29 参照）	必要
区外認可保育施設・認可外保育施設等に、申込児を預けている場合	* 受託証明書	必要
出産予定がある方（出産日が決まっている方）	① * 出産・育児休業に関する確認書	不要
	② 母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）	必要
申請児童のきょうだい（弟・妹）のための産休・育休中の方	① * 出産・育児休業に関する確認書	不要
	② 母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）	必要
きょうだい同時申請する場合で、希望する保育施設の組合せが複雑な場合	* きょうだい条件確認書	不要
ひとり親	非 婚 ① * ひとり親家庭の状況申告書	不要
	② 戸籍謄本のコピー	必要
	離 婚 ① * ひとり親家庭の状況申告書	不要
	② 戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	必要
	別 居 ① * ひとり親家庭の状況申告書	不要
	② 別居の実態が確認できるもの※ 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要
近隣在住の65歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合 （保護者と500m以上住居が離れている場合は不要）	保育の援助が出来ないことが分かる書類 （ P27 参照）	必要
申込児の保護者・きょうだい が障害者手帳の交付を受けている場合	障害者手帳・愛の手帳のコピー	必要
申込児の健康で気になることがある	P58～59 をご確認ください。	不要
保育士または幼稚園教諭として勤務（予定含む）	保育士証、幼稚園教諭免許状等のコピー	必要
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書のコピー	必要

※書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。

保育料階層・区立延長保育料を決定するための資料

令和7年9月から、認可保育所等を利用するすべてのお子さまの保育料は無償となりました（文京区内在住に限ります）。しかし、入園選考の際に保育料階層を利用することから、以下に該当する方はご両親分の資料の提出が必要です。

※文京区民の方であっても、該当年度の住民税が未決定の方（未申告の方）は、すみやかにご申告いただき、下記資料をご提出ください。（住民税未決定の理由や申告方法の問い合わせ等は文京区税務課にお問い合わせください。）

【2026年8月入園までの申込みを行う方】

※2025年1月1日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

- 2025年度（令和7年度）住民税決定通知書（毎年5月～6月頃に勤務先または1月1日時点の住所地の自治体から配付されます。）
 - 2025年度（令和7年度）住民税課税証明書・非課税証明書（1月1日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
- ※市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。
- ※住民税額・控除額等の記載を省略していないものをご提出ください。

【2026年9月入園以降に申込を行う方】

※2026年1月1日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

- 2026年度（令和8年度）住民税決定通知書（毎年5月～6月頃に勤務先または1月1日時点の住所地の自治体から配付されます。）
 - 2026年度（令和8年度）住民税課税証明書・非課税証明書（1月1日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
- ※市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。
- ※住民税額・控除額等の記載を省略していないものをご提出ください。

注意点

- ・資料の提出がなく税額が確認できない場合、入園選考において最高階層（D25）として取り扱い、同点の場合の優先順位で不利になります。
- ・源泉徴収票は複数勤務の実態や雑所得等が把握できないため、対象としておりません。

海外で収入があった場合について

海外に滞在していたため上記資料を提出できない方及び、国内収入の他に海外収入があった方は、以下の書類も合わせてご提出ください。

○ 海外での収入金額（賞与含む）・控除額が分かる資料

2026年8月入園までの申込みを行う方 ⇒ 2024年1月1日～12月31日までの資料

2026年9月入園以降に申込みを行う方 ⇒ 2025年1月1日～12月31日までの資料

※収入がなかった場合は「収入なし」の旨を書面にてお申し出ください。（書式自由）

14 【区立】月極延長保育必要書類

①～②の書類

+

③保育の必要性を確認するための書類【P27】

+

④該当する場合のみ必要となる書類【P31】

※電子申請、窓口または郵送（必着）でのお申込みとなります。（申込方法は [P24](#)）

※文京区所定の様式は、文京区ホームページからダウンロードできます。

※電子申請の場合は、下表の「電子申請」欄をご確認ください。

※区立保育園・区立認定こども園のスポット延長保育は [P11](#) をご確認ください。

※私立保育園の延長保育の有無は各保育園にご確認ください。

必要書類		必要な方	
		窓口・郵送	電子申請
①	〔区立認可保育所〕 延長保育申込受付票	4月利用申請のみ ※5月～1月利用申請時は不要	不要
②	*延長保育申込書※1	全員	不要
③	*延長保育申込にあたっての確認書	全員	不要
④	*保育の必要性を確認するための書類 ※2	全員（ P27 ） ※ご両親分	一部不要 P27 参照
⑤	該当する場合のみ必要となる書類	P31 に該当する場合は提出	一部不要 P31 参照

電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。

※1 延長保育申込書の所要時間経路を補足する際は「*所要時間経路等に係る補足資料」をご添付ください。

※2 入所（転所）申込と同時に申請される場合は不要です。

延長保育（区立保育園） P11

保育の必要性を確認するための書類 P27

重要事項（延長保育） P50

該当する場合のみ必要となる書類【延長保育】（＊印は文京区所定の様式）

該当者		必要書類	電子申請
週 3 日以上延長保育の利用 時間帯（午後 6 時 15 分以降） に有料で他の保育サービス 等（親族・知人を除く）を利用 している場合（区立認可保 育所の在園児に限る）		* 受託証明書 （区立認可保育所月極延長保育用）	必要
申込児以外のきょうだいが 私立認可保育所（地域型保育 事業を含む）の月極延長保育 を利用している場合			
出産予定がある方（出産日が 決まっている方）		母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日の分 かるページ）	必要
近隣在住の 65 歳未満の祖父 母で、保育の援助が出来ない 方がいる場合（保護者と 500m 以上住居が離れている 場合は不要）		保育の援助が出来ないことが分かる書類 （ P27 参照）	必要
ひとり親	非婚	①*ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本のコピー	必要
	離婚	①*ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	必要
	別居	①*ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②別居の実態が確認できるもの 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要

※ 該当書類の提出により、必ずしも指数が加点されるわけではありません。各指数の加算要件については、[P21](#) をご参照ください。

※ 書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。

申請後の追加書類

以下に該当する場合、各月の申請期間中に追加で書類をご提出ください。

申込時に超過勤務実績がなく、「今後残業予定」で申し込んだが、超過勤務実績が1か月以上たった	＊就労実績証明書 （該当者には個別にご案内いたします）
---	--------------------------------

15 区外（海外）からの申込み

申込先	①入所月の1日までに文京区に転入できる場合、または海外在住の場合 文京区に直接お申込みください。※電子申請をご利用いただけます【推奨】 ②入所月の1日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合 現在お住まいの市区町村を通じてお申込みください。 ※自治体により申込方法が異なる場合がありますので、お申込み前に各自治体へお問い合わせください。															
申込期間	文京区の申込期間（P22を参照） ※現在お住まいの市区町村にお申込みの場合、申込期限までに文京区幼児保育課必着															
必要書類	①入所月の1日までに文京区へ転入できる場合、または海外在住の場合 （ア）文京区における必要書類（P26～P29を参照） （イ）転入に関する確認書【文京区様式】 （ウ）賃貸借契約書・売買契約書、または「転入に関する申立書【文京区様式】」 ※ご提出いただけない場合は、調整指数「区民」（4点）の対象外となり、お申込みいただける保育施設も以下の「申込の制限」がかかります。 （エ）ご両親の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、住民票の写し 等） （オ）申請児童・小学校3年生までのきょうだいの生年月日が確認できる証明書（マイナンバーカード、パスポート、医療証、母子手帳の出生届出済証明があるページ、住民票の写し 等） ②入所月の1日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合 （ア）文京区における必要書類（P26～P29を参照） （イ）転入に関する確認書【文京区様式】															
申込の制限	入所月の1日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合 ※上記必要書類（ウ）をご提出いただけない場合も以下の制限があります。 お申込みいただける保育施設は以下のとおりです。 <table><tr><th></th><th>転入予定なし</th><th>転入予定はないが、 区内在勤・在学</th></tr><tr><td>区立保育園 区立認定こども園 2026年度新規開設園</td><td>×</td><td>4月～9月入所：× 10月～1月入所：○</td></tr><tr><td>私立保育園</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>小規模保育園 事業所内保育所 家庭的保育事業</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>延長保育（区立保育園・区立認定こども園）</td><td>×</td><td>×</td></tr></table> ※0歳児クラスおよび1歳児クラスの在園期間は年度末までです。 翌年度以降も継続して通園を希望する場合は、改めて入所申請してください。 ただし、選考の結果、入所できない場合がありますので予めご了承ください。 ※区立幼稚園型認定こども園の二号認定利用・柳町幼稚園（長時間保育）は転入予定がない場合、お申込みいただけません。		転入予定なし	転入予定はないが、 区内在勤・在学	区立保育園 区立認定こども園 2026年度新規開設園	×	4月～9月入所：× 10月～1月入所：○	私立保育園	○	○	小規模保育園 事業所内保育所 家庭的保育事業	×	×	延長保育（区立保育園・区立認定こども園）	×	×
	転入予定なし	転入予定はないが、 区内在勤・在学														
区立保育園 区立認定こども園 2026年度新規開設園	×	4月～9月入所：× 10月～1月入所：○														
私立保育園	○	○														
小規模保育園 事業所内保育所 家庭的保育事業	×	×														
延長保育（区立保育園・区立認定こども園）	×	×														

○文京区から他市区町村へ転出予定があり、他市区町村の認可保育園等に入所申請する場合

申込書類・申込方法等を、他市区町村にご確認のうえ、申込書類は他市区町村へ直接ご提出ください。（注）転出予定がない場合は、申込書類の提出先は文京区となります。

[目次へ戻る](#)

16 転園申請時の注意点（重要）

- ・転園が内定した時点で現在通園中の園は退園となります。転園元の園は別の児童が内定してしまうため、いかなる理由があっても転園の取消はできません。
(転園の内定をお知らせした後、お子様が転園を嫌がるがよくあります。物心がついて
いるお子様につきましては、転園申請前にお子様の意思をご確認ください。)
- ・申込みのあった最初の入所希望月が入所保留の場合も、年度内は継続して選考されますので、申込み後、転園の意思がなくなった場合は、速やかに「内定辞退・申込取下届」を幼児保育課入園相談係までご提出ください。（電子申請可）

※その他転園の注意事項については [P50](#) をご確認ください。

重要事項（転園） P50

その他申込みに関すること

17 内定辞退・申込取下

（１）内定辞退（内定後、入所を辞退する場合）

「内定辞退・申込取下届」を提出 ※速やかなご提出にご協力ください。
入園の前月末日（※必着）までに「内定辞退・申込取下届」をご提出ください
(電子申請可)。



内定辞退・申込取下届
フォーム

※認可保育施設を辞退される場合は、辞退した年度中の申込で「新規」「受託」「待機」の加点が
されず、同点時の優先順位においても不利となります。

※辞退後に再度保育所等の利用を希望する場合は、改めてお申込みが必要です。

※提出後は、辞退を取り下げることにはできませんので、ご注意ください。

※転園の辞退はできません。

※4月申込は申込者が多いため、期限に余裕がある場合でも、お早めの提出にご協力ください。

※入園月1日以降に提出された場合、区立保育園の月極延長保育内定者については、その月分の月
極延長保育料が発生します（日割りにはなりません）。

（２）申込取下（入所申込を取り下げる場合）

「内定辞退・申込取下届」を提出

以下の期日までに「内定辞退・申込取下届」をご提出ください（電子申請可）。

4月申込・・・[P22](#)に記載の期日

例月申込・・・原則、その月の申込締切日

※一度申込を行うと、年度内は申込の状態が続きます。入園の希望が無くなった場合は速やか
に取り下げてください。内定後の入所（転所）取止めは「内定辞退」の対象となります。

入園までの流れ P23

退園 P42

18 育児休業の延長を許容できる方へ

お申込みの際に、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した方については、選考指数が著しく低い状態で選考します。

希望される選考方法に合わせて、以下㊦・㊧のいずれかをご選択ください。

㊦「直ちに入所（転所）を希望する」

➡ 通常どおり選考します（[P16～19](#) のとおり、選考指数を決定します。）。

㊧「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」

➡ 選考指数を0点として、選考します（基本指数 + 調整指数 = 0点）。

（１）育児休業給付金の延長のためのお手続き

雇用保険法施行規則の改正により、令和 7 年 4 月から育児休業給付金支給期間の延長に係る要件及び手続が厳格化されました。「市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと」や「申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道 30 分以上要する施設のみとなっていないこと」等が育児休業給付金の支給対象期間延長の要件となります。㊦・㊧どちらを選択しても、入所できなかった場合の育児休業給付金の支給期間延長可否は、公共職業安定所（ハローワーク）の判断となります。

お手続きのための必要書類、判断基準等については、幼児保育課ではお答えできません。詳細は、必ず就労先またはハローワーク等にお問い合わせください。



厚生労働省 HP
「育児休業給付金の支給
対象期間延長手続き」

（２）申請後のお手続き

以下に該当する方は改めての申請が必要です。

同一年度内に改めて「保留通知書」が必要な方

申込期間を確認の上、電子申請・窓口・郵送にてご申請ください。「保育の必要性を確認するための書類」等の再提出は不要です。

窓口・郵送でのお手続きの場合は「教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書」のみご提出ください。

上記㊦→㊧または㊧→㊦の変更を希望する方

申込期間を確認の上、電子申請・窓口・郵送にてご申請ください。内容の変更がある場合を除き、「保育の必要性を確認するための書類」等の再提出は不要です。

(3) **重要** 申込みにあたっての注意点

- ① 0点の場合においても、希望する保育所に空きがある場合は、内定となる場合がありますのでご注意ください。その場合、内定を辞退されても、保留通知書の発行は出来かねます。また、当初公表した募集人数に空きがない園についても、選考までに空きが出る場合があります。
- ② 募集枠のある保育園において、0点の申請児童が複数いる場合は、「区民としての期間 ※1」で優先順位を決定し、それでも決まらない場合は、「収入 2 ※2」で優先順位を決定します。
 ※1 「区民としての期間」… 継続する文京区民としての期間が長い順。ただし、父と母で期間が異なる場合は、期間が長い方の保護者同士で比較する。
 ※2 「収入 2」… 区民税所得割額の低い順。
- ③ 区では申込書の写し（コピー）は発行いたしません。必ず保護者さまご自身でご準備ください。
 - ・ 電子申請（LoGo フォーム）で申請の場合
 フォーム申請後に送信完了メールをお送りしておりますので、保護者さまご自身でメール本文を印刷してください。なお、迷惑メールに振り分けされている場合があります。
 - ・ 書面（紙）で申請の場合
 保護者さまご自身で、申請前に写しをお取りください。
- ④ 入所希望月において、保留となった場合でも、翌月以降の入所選考において内定となる場合がありますのでご注意ください（令和9年1月入所まで選考対象となるため）。
- ⑤ ①の申請の場合も、上記㉗と同様、すべての申請書類が必要です。
- ⑥ 文京区に転入予定がない方は、上記④での申請はできません（上記㉗での申請は可）。
- ⑦ 2月・3月については、入所選考を実施しないため、入所保留通知の発行を行いません。育児休業給付金の延長を希望される方は、必ず就労先又はハローワークに確認のうえ、必要な月の入所申請を行ってください。

19 育児休業中の申込み

(1) 育児休業からの復帰

保育所に入所されましたら、その入所月中または出産後 2 カ月以内に、保護者父母ともに育児休業から復帰していただく必要があります。復職が確認できない場合や就労日数・時間が入園時の点数（基本指数）と比較し、下がっている場合は、退園または再申込みとなります。

【提出書類】

復職証明書（提出日は入園後、通知します。）

(2) 育休継続特例（きょうだいの育児休業を取得する場合）

以下2つの条件をすべて満たす場合、出生児（下の子）が3歳になる年度の末日まで育児休業の継続を認めます。※1

条件①	出生児（下の子）のための育休を取り続けたい。 ※2
条件②	Ⓐ 入園した月の前月まで、または Ⓑ 出生児（下の子）の産休前までに、新入園児を保育施設等 ※3 に預けており、その預けた期間内に 1 か月以上仕事をしていた。
復職時期	出生児（下の子）が3歳になる年度の末日まで （例：2025年1月生まれの場合、2028年3月末まで）
必要書類 ※入所申込書類一式と同時に提出	・ 出産・育児休業に関する確認書 ・ 受託証明書

※1 職場の育児休業延長手続きとは異なる。

※2 出生児（下の子）が認可保育施設に入所しない場合に限る。

※3 預け先が親族・知人の場合や保護者自身が職場保育をする場合は除く。

(3) 育児休業短時間勤務と部分育休

育児短時間（時短）勤務 （職場の制度として認められているものに限る）	以下の場合是在園を保証します。 <u>週の勤務日数は変わらないまま、</u> 正規の労働時間と比べて 1 日 2 時間以下の短縮 または 1 日の就労時間が 6 時間以上
部分育休（正規時間のうち部分的な復帰） （上記(2)育休継続特例の条件に該当する方のみ）	出生児（下の子）が3歳になる年度の末日までの在園を保証します。 出生児（下の子）が3歳になる年度の末日までに完全復帰が必要です。

※育児短時間勤務および部分育休中の保育時間については、各保育所にご相談ください。

20 マイナンバー（社会保障・税番号）制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて、教育・保育給付認定申請書の中に、必要とされるマイナンバーを記載する欄を設けています。保護者と申込児童のマイナンバーを記入し、提出前に漏れがないか必ずご確認ください。

必要となる手続き	説 明
保護者、児童及び同居親族の方のマイナンバーの提示	認定申請書作成の際、保護者と申込児童、同居親族のマイナンバーの記入をお願いします。
申請時の身元確認（マイナンバー法に基づく） 申請書一覧 	《電子申請の場合》 マイナンバー記入用紙（左記二次元コードに掲載）に保護者いずれかの<u>マイナンバー確認</u>及び<u>身元確認</u>のできる書類を添付し、<u>ご郵送ください</u>。 《窓口申請の場合》 職員が窓口で確認しますので、必要書類を窓口までお持ちください。児童や申込者以外の保護者の方の<u>マイナンバー確認</u>及び<u>身元確認</u>は申込者本人に申込書類作成時に行っていただきます。 ※代理の方が申請を行う場合は、申込者本人からの<u>委任状</u>と代理人の<u>身元確認書類</u>が必要です。 《郵送申請の場合》 保護者いずれかの<u>マイナンバー確認</u>及び<u>身元確認</u>のできる書類を添付し、ご郵送ください。

その他申込みに関すること

必要書類	説 明	
マイナンバー確認書類 （正しい番号であることの確認）	◎マイナンバーが記載されたものをご準備ください。 ・マイナンバーカード ・マイナンバー通知カード（紙のカード） ・住民票の写し ・住民票記載事項証明 等	
身元確認書類 （マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）	◎以下の書類をご準備ください。	
	原則として必要な書類（A） 【写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等	（A）の書類がない場合 【写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】 ・公的医療保険の被保険者証又は資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

21 お申込み後の変更

申込み内容に変更があった場合

速やかに以下の書類をご提出ください。選考指数などに影響が出る場合があります。

変更事項		必要書類 *は文京区様式。HP からダウンロード可。
家庭状況	区内転居または氏名変更	* 変更届
	区外転出	* 保育所内定辞退・申込取下届
	婚姻	① * 変更届 ② 配偶者の保育の必要性を証明する書類 ③ 配偶者の住民税課税（非課税）証明書
	離婚	① * 変更届 ② 戸籍謄本または受理証明書のコピー ③ * ひとり親家庭の状況申告書
	別居を開始（離婚調停中）	① * 変更届 ② * ひとり親家庭の状況申告書 ③ 調停期日通知書のコピー
	別居を開始（単身赴任）	① * 変更届 ② * ひとり親家庭の状況申告書 ③ * 単身赴任の旨が記載された就労証明書
	出産予定あり	① * 変更届 ② * 出産・育児休業に関する確認書 ③ 母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日が分かるページ）
就労内容等	勤務内容（日数・時間）	① * 変更届 ② * 就労証明書
	勤務先を退職	① * 変更届 ② * 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 ③ 退職日が分かる書類※1（コピー可） ④ * 求職活動状況申告書 ⑤ 求職活動中であることがわかる書類（P.27 参照）
	勤務先を転職	① * 変更届 ② * 転職先の就労証明書 ③ 前職の退職日が分かる書類※1（コピー可）
	求職活動で申込み、その後就労を開始	① * 変更届 ② * 就労証明書 ③ * 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
	育児休業（自主的なお休みを含む）から復職	* 復職証明書（就労証明書でも可）
他	認可外保育施設に通園開始	* 受託証明書

※1 退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など

22 在園中の変更

在園中に、家庭状況や就労状況などに変更が生じた場合は、幼児保育課入園相談係に書類を提出していただき、在籍している保育所にも変更内容をご連絡ください。

各種申請の詳細・注意点について、下表をご覧ください。

変更事項		必要書類
		*は文京区様式。HP からダウンロード可。
家庭状況	区内転居または氏名変更	* 変更届 ※転居の場合は転居手続き後にご提出ください。
	区外転出	* 保育所退所届 ⇒ P42 退園 へ
	婚姻	① * 変更届 ② 配偶者の保育の必要性を証明する書類 ③ 配偶者の住民税課税（非課税）証明書
	離婚	① * 変更届 ② 戸籍謄本または受理証明書のコピー
	出産予定あり	① * 変更届 ② 母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日が分かるページ）
	出産した	① * 変更届 ② 母子健康手帳のコピー （表紙及び出生届出済証明書のあるページ）
	その他世帯状況の変更	* 変更届
産休・育休	産前・産後休暇、育児休業に入る	⇒ P40 出産 へ
	育児休業から復帰する	* 復職証明書
	出産のため1か月以上休園する	* 保育停止申立書 ⇒ P41 保育停止 へ
勤務先	勤務先を転職・退職 勤務内容（日数・時間）が変わった	⇒ P40 転職/退職 へ
	異動等による勤務先の名前・住所・電話番号などの変更	* 変更届
休園	出産または在園児の病気や疾病のため1か月以上休園する	* 保育停止申立書 ⇒ P41 保育停止 へ
	上記休園に該当しないが2週間以上休園する	* 休園届 ⇒ P41 休園 へ

通園期間 P12

[目次へ戻る](#)

23 継続して在園するための条件

(1) 在園のための条件

保育の必要性が申込み時と変わらないことが在園の条件です。

そのため、**申込み時の類型に変更があった場合**や、申込み時に比べ勤務日数・時間が減ったことにより「**基本指数**」が下がった場合には、原則、再申込み（再選考）となります。

※再申込み（再選考）の結果、退園となる可能性があります。

※変更があったことについて連絡がない場合、判明した時点で退園となります。

※入園後、在園児の育児休業を取得する場合は、「保育の必要性の要件」が無くなり退園となります。

(2) 在園条件の特例

*は文京区様式。HPからダウンロード可

	特例内容	必要書類
転職	前職の退職日から 3か月以内 に入園時の基本指数と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、継続して在園できます。 (例) 6/29 退職 → 9/28 までに就労開始が必要	①* 変更届 ②* 就労証明書 ③退職日が分かる書類(写し)
退職	退職日から3か月は求職活動扱いとなります。 3か月以内 に、入園時の基本指数と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、継続して在園できます。就労を開始できない場合は、退園または再申込み（再選考）となります。 (例) 6/29 退職 → 9/28 までに就労開始が必要	①* 変更届 ②退職日が分かる書類(写し) ③* 求職活動状況申告書
出産	在園児のきょうだい(弟・妹)の産休前までに1か月以上仕事をしていた場合は、在園児のきょうだい(弟・妹)が 3歳になる年度の末日まで 育児休業を取得しても、継続して在園できます。 ※在園児のきょうだい(弟・妹)も認可保育施設に入園した場合は、入園月中の復帰が必要です。 【保護者の復職期限】 ・在園児のきょうだい(弟・妹)が3歳になる年度の末日までに復職してください。 (例) 2026年1月に出産⇒2029年3月末までに復職が必要	出産予定あり ①* 変更届 ②母子健康手帳のコピー (表紙及び出産予定日が分かるページ) 出産した ①* 変更届 ②母子健康手帳のコピー (表紙及び出生届出済証明書のあるページ)

※両親が育児休業を同時で取得する場合

上記(2)の「出産」の特例内容と同様の取扱いとします。変更届(文京区様式)の「その他」欄に「両親同時に育児休業取得予定。 父：〇年〇月頃まで、母：〇年〇月頃まで休業予定」等と記載のうえ幼児保育課入園相談係までご提出ください。

※延長保育(区立)を利用されている方

延長保育の利用についても、上記(1)(2)の取り扱いと変わりません。ただし、延長保育の要件に該当しなくなった場合や、再申込み(再選考)で保留となった場合、育児休業を取得する場合は延長保育の利用はできません。 ⇒ [P42](#) 延長保育辞退

通園期間 P12

育児休業中の申込み P36

在園中の変更 P39

[目次へ戻る](#)

24 長期間休園する場合

長期休園期間は**原則、年度内2か月まで**です（保育停止、休園合算）。2か月を超えて休園する場合は退園となります。

2週間（土日祝含む）以上休園される場合は、以下の要件に応じて、お休みを開始する前に書類をご提出ください（遡及はできません）。また、在園している保育園にもご連絡ください。

	要 件	必要書類 *は文京区様式。HP からダウンロード可。	
		初回	3か月目の延長
保育停止 ※1	在園しているお子さまが 病気 や 怪我 をした場合	* 保育停止申立書	① * 保育停止申立書 ② 診断書（コピー可）
	出産の場合 ⇒保育停止の開始日が出産予定日の前後 2 か月以内であること。 ※出産月の前2か月の1日から取得できます。 ※出生児一人につき1回までしか取得できません。	① * 保育停止申立書 ② 母子健康手帳のコピー ※表紙と分娩予定日を記載するページ	* 保育停止申立書
休園 ※2	保育停止に該当しない休園すべて	* 休園届	延長不可

※1 保育停止は1か月以上休園する場合（土日祝含む）が対象です。停止期間が1か月に満たない場合は、休園として取り扱います。

※2 休園は2週間（土日祝含む）以上休園する場合が対象です。

保育停止期間の延長

保育停止に限り、2か月経過後も要件が継続している場合は、1か月を限度に延長することができます。その場合は、延長期間に入る前に、再度「保育停止申立書」の提出が必要です。

お子さまの病気・怪我による保育停止を延長したい場合は、保育停止申立書と診断書（コピー可）をご提出ください。

※最初の保育停止申立時に延長期間分を含んだ申請はできません。

※休園は同一年度内で合計2か月を超えて延長することはできません。

25 退園

○幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出してください。（電子申請可）

提出期限：退園する月の末日まで

※4 月入所募集の関係から、1 月～3 月中の退園が決まっている場合はお早めにご提出ください。お早めにご提出いただくことで待機児童解消につながります。ご協力のほどよろしくお願いします。

※提出後は、原則、退所を取り下げることはできませんのでご注意ください。

26 区外転出後の継続通園

原則、文京区外に転出した場合、保育所は退園となります。

ただし、転出後も在園中の保育所に継続して通い続ける意志があり、転出日時時点で **3 か月以上の在園期間がある場合は、その年度内に限り、**継続して通園できます（柳町幼稚園（長時間保育）及び幼稚園型認定こども園（二号認定利用）の児童を除く。）。

【手続き方法】

①幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出。（電子申請可）

※「転出月の翌月以降も、現保育園への通園を希望しますか」の「はい」にチェックをしてください。

②転出した日の属する月の末日までに、**転出先の市区町村にて**文京区の保育所に通うための入所申込み及び認定申請を行ってください（必要書類は、転出先の市区町村にお問い合わせください。）。

※翌年度以降の継続は、年度ごとに転出先の市区町村を通じて入園の申込みをしていただきます。

選考の結果により通園できない場合があります。

※翌年度以降の申込みについては、[P32「申込の制限」](#)をご確認ください。

27 延長保育を辞退する（利用をやめる）場合

【区立保育園、区立認定こども園の場合】

○幼児保育課入園相談係へ「延長保育辞退・申込取下届」を提出してください。

提出期限：延長保育の利用を終了したい月の末日まで

※提出が遅れた場合、その月以降も延長保育料が発生します（日割りにはなりません。）。

【私立保育園の場合】

○各保育所でお手続きをお願いします。

内定辞退・申込取下 P33

在園中の変更 P39

28 区外の認可保育施設に継続通園するための手続き

区外から文京区に転入した後も継続して区外の認可保育施設への通園を希望する場合は、文京区幼児保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

申込先	電子申請もしくは文京区幼児保育課入園相談係窓口 【転入後お手続きフォーム（区外継続通園）】 https://logoform.jp/form/6KSu/1060149	
受付期間	文京区に住民票を移した月中	
必要書類	①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ※希望する保育所の第1希望に、継続希望の施設名をご記入ください。 ②保育の必要性を確認するための書類（P27 参照） ③保育料階層を決定するための資料（P29 参照）＊	

※各市区町村によって、継続通園ができる期間が異なります。文京区でのお手続きの前に、期間について各市区町村にご確認ください。

※電子申請の場合は、①のご提出は不要です。

29 事業所内保育所（従業員枠）へ入園した場合の手続き

事業所内保育所（従業員枠）に入園した場合は、幼児保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

申込先	電子申請もしくは文京区幼児保育課入園相談係窓口 【事業所内保育所（従業員枠）・居宅訪問型保育事業 入所申請フォーム】 https://logoform.jp/form/6KSu/1263646	
受付期間	事業所内保育所へ入園後速やかに	
必要書類	①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ②保育の必要性を確認するための書類（P27 参照） ③保育料階層を決定するための資料（P29 参照）＊ ④受託証明書	

※育児休業中に就労要件で申込みをした方は、入園月末日までに復職する必要があります。復職後は「復職証明書」を幼児保育課までご提出ください。

なお、期限までの復職が確認できない場合、認定を遡って取り消す可能性があります。

※事業所内保育所を退園する場合は、保育所へのお手続きと合わせて、幼児保育課に退所届をご提出ください（電子申請可）。

※電子申請の場合は、①のご提出は不要です。

＊「③保育料階層を決定するための資料」について

文京区内に在住し、認可保育所等を利用するすべてのお子さまの保育料は無償となりますが、保育料階層を確定させ、副食費の負担区分を決定する必要があることから③のご提出が必要となります。詳しくは P44 をご覧ください。

30 保 育 料

(1) 保育料

認可保育所等を利用する児童の月額基本保育料は、無償です。

【対象施設】

- ・認可保育所、認定こども園
- ・地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業、居宅訪問型事業）

【対象外】

延長保育料、実費費用（通園費用、行事費用など）は、無償化の対象外です。

※保育料は居住自治体にて決定されます。文京区外から通園するお子さまの保育料は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

入所選考時の優先順位・区立保育園月極延長保育料の決定については、[P45](#)の基準表に基づきます。

月極延長保育を利用しない方も、**保育料階層を確定させ、副食費※の負担区分を決定する必要**があることから [P29](#) に該当する方は課税通知書等のご提出が必要となります。

※お子様の給食費のうち、主食費（お米など）を除いた、おかず、おやつ、牛乳、お茶などの費用のことです。副食費は、区民税所得割額が 57,700 円未満の場合等の免除対象者を除き、本来は保護者の皆様にご負担いただくものですが、文京区では保育サービスの一環として、区が負担しております。そのため、保育料階層を確定させ、免除対象（国の負担）となるか、区の負担となるかを確認する必要があるため、課税通知書等のご提出をお願いしております。

東京都の第一子無償化により、令和 7 年 9 月から、認可保育所等を利用するすべてのお子さまの月額保育料は無償となりました。



保 育 料 徴 収 金 基 準 額 表

階層 区分	所得等の状況		月額保育料(円)	延長保育料(円)		
				4・5歳 クラス	3 歳 クラス	1・2歳 クラス
A	被生活保護世帯		0（無料）	0	0	0
B	区民税非課税世帯			0	0	0
C	区民税均等割のみ			600	600	600
D0	区 <					

- お子さまのご年齢・保護者の所得に関わらず、月額保育料は無料です。
- 上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 根津保育園0歳児クラス（満1歳以上）在籍で延長保育を利用する場合、1・2歳クラスの延長保育料を適用します。
- 定額減税により控除されるべき金額があるときは、定額減税反映後の区民税所得割額を用いて算定します。

保育料階層・月極延長保育料の目安を
確認できる Excel ツールを
区ホームページに掲載しています。
申請前にぜひご利用ください！！



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001766.html#keisan>

(2) 保育料の算定について

保育料は世帯の住民税額（区民税所得割額）によって算定され、毎年9月に切り替わります。

保育料の切り替え

← 2026年 →

2026年4月から2026年8月まで

2025年度住民税により決定

※2025年度の住民税額は前年2024年中の所得により決定致します

参考資料

2025年度課税・非課税証明書

2025年度住民税決定通知書

2026年9月から2027年3月まで

2026年度住民税により決定

※2026年度の住民税額は前年2025年中の所得により決定致します。

参考資料

2026年度課税・非課税証明書

2026年度住民税決定通知書

※保育料階層決定後、住民税額が変更となった場合、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

※住民税の申告が無い方や文京区に転入された方で課税証明書等の提出が無い場合は、最高階層（D25）となります。選考において同点時に不利になるほか、区立保育園の月極延長保育の保育料についても最高階層（D25）で決定します。

※住民税額についてのお問い合わせは課税元自治体の税務主管課へお問い合わせください。

※海外での収入がある場合は、海外での収入金額・控除が分かる書類をご提出ください。

(3) 区立保育園の延長保育料のお支払い方法

保育料の支払いは**口座振替**（手数料無料）をご利用ください。

口座振替を希望しない場合は、納入通知書（納付書）にてお支払いいただきます。

【引き落とし日・納期限】

当月末日（月末が土・日・祝日の場合、翌営業日）

※引き落とし日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

※口座振替の登録については、入園内定後にご案内します。

※「保育料口座振替済通知書」の発行をご希望される場合は、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。

※口座振替対応の金融機関は、区ホームページ（上記二次元コード）をご確認ください。



保育料について
(文京区ホームページ)

【私立保育園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業をご利用の方】

延長保育料の納入方法や納期限については、各施設に直接ご確認ください。

31 2・3歳までの保育所卒園後の保育

(1) 卒園後に再度入所申込みが必要な保育所

卒園後も他の保育所への通園を希望する場合、新規に4月入所の申込みが必要です。入所希望先での選考結果により、入所の可否が決定します。

なお、条件を満たすことで次項の「(3) 進級優先案内」を適用することができます。

該当施設		通園期間
区立保育園	根津保育園	2歳児クラスまで
	本駒込西保育園	3歳児クラスまで
私立保育園	同仁美登里保育園※3、慈愛会保育園、保育所まゐむ東大前園	2歳児クラスまで
	にじのいるか保育園小石川	3歳児クラスまで
小規模保育所	ちいさいおうち小石川、このえ本郷三丁目小規模保育園 サンライズキッズ保育園白山園、キューピールーム新大塚園 MIRATZ 目白台保育園、繭の糸おとわ小規模保育園 みらいつばさ千駄木保育園、洛和大塚みどり保育園 ちいさいおうち大塚仲町、MIRATZ 白山保育園 赤門小規模保育園、ハッピーナーサリー千駄木小規模保育園	2歳児クラスまで
事業所内保育所	国立大学法人東京科学大学わくわく保育園※4 ちいさいおうち春日とモーハウス※4	2歳児クラスまで
家庭的保育事業	家庭的保育室 プチ・アンジュ、Nursery room Coco ぽっかぽか保育室、家庭的保育室 Sandy's とことこ保育ルーム	2歳児クラスまで

※1 上記施設の卒園に伴う入所申込みの場合、調整指数「新規(1点)」、「卒園児(2点)」が加算されます。

※2 きょうだいと同時に入所申込みをする場合、きょうだいには調整指数「多子②(1点)」が加算されます。

※3 同仁美登里保育園の卒園児は、同法人が運営する幼稚園へ優先的に入園できる取り組みがあります。幼稚園の入園や預かり保育に関する詳しい内容は園へ直接お問い合わせください。

※4 従業員枠で入所した方は※1の加算や進級優先案内の対象とはなりません。

(2) 卒園後、引き続き保育が受けられる保育所

各園を運営する系列園に進級します。4月入園の申込みは不要です。

なお、卒園と同時に転園を希望する場合は、転園申込みとして選考を行います。

該当施設	進級先
グローバルキッズ後楽二丁目分園	グローバルキッズ後楽二丁目本園
ソラストお茶の水第一保育園	ソラストお茶の水第二保育園
こどもヶ丘保育園本駒込小規模園	こどもヶ丘保育園本駒込園 または こどもヶ丘保育園第二本駒込園 (進級先は保育園で決定します)
キッズパートナー文京駕籠町	キッズパートナー文京千石
MIRATZ 本郷保育園	MIRATZ 本郷第二保育園
どんぐり保育園ラゴム	どんぐり保育園
東京こども保育園	ぽけっとランド本郷保育園

進級優先案内 P48

[目次へ戻る](#)

（３）進級優先案内

入所時点で、進級先（系列園）のない保育施設については、卒園後の進級先を確保するため、1次選考後に空きがある施設へ優先的に案内を行います。

① 対象となる保育施設

●「（１）卒園後に再度入園申込みが必要な保育所」に記載のある保育所

●ベネッセかごまち保育園（対象児童のみ※）

※ベネッセかごまち保育園は、令和４年１１月までに入所し、卒業まで継続して利用している在園児が対象となります。

② 進級先をご案内するための条件

●入所時点で進級先（系列園）のない保育施設（①対象となる施設）を卒園まで継続して利用している文京区在住の方

●４月１次募集において、希望する保育所を第５希望以上記載して申込みをされている方

●４月１次選考の結果、いずれの保育施設にも内定しなかった方

③ ご案内の方法

②進級先をご案内するための条件をすべて満たした方には、幼児保育課入園相談係より個別にお知らせし、１次選考終了時点で空きのある保育施設を優先的にご案内します。

※ご案内した施設に入所しない場合は、入所申込みを継続する限り、調整指数「新規」「卒園児」が引き続き加算対象となります。

※希望施設が定員を超過する場合は、[P16](#)の入園選考の選考指数・優先順位にて決定いたします。



重 要 事 項

I 全般

（申込みされた内容が事実と異なる場合）
入園内定や決定を取り消すことがあります。全ての書類は事実に基づいて正確に記入してください。

（書類の不備等）
書類は漏れなく記入してください。不足資料がある場合や未記入の箇所がある場合、選考で不利になる可能性があります。期限までに必ずご提出ください。

（出産予定の児童【未出生児】の4月申込）
2026年2月28日までに出産予定のお子さまであれば、申込期間内に未出生であっても申込みを行うことができます。

※希望できる保育所は、生後43日または生後57日からの預かりが可能な保育所のみです。

※申込み時に、母子健康手帳（表紙及び出産予定日の分かるページ）のコピーが必要です。

※2026年2月3日または2月17日までに生まれない場合は内定取消となります。

（2026年4月1日時点で生後43日または生後57日の申込要件に満たないため。）

※申込書等の児童氏名は「未出生」とご記入いただき、生年月日には「出産予定日」をご記入ください。

（週3日以上に通園）

保育園は週3日以上の利用がない場合、原則として退園となります。乳幼児の発育においても、規則正しい生活を通して、生活リズムの基礎を築いていくことが重要です。

II 保育の必要性の認定

（認定と入園可否の区別）

「保育の必要性」の認定は、保育所への入園を保証するものではありません。認定した後に、入園選考を行い、希望する保育所への入園の可否を決定します。

（交付と保管）

認定を受けた方には、支給認定証を交付します。保育所から提示を求められる場合がございますので、原本はご家庭で卒園まで大切に保管してください。

（交付までの期間）

原則として申請受理日から30日以内に交付します（ただし、2026年4月分の支給認定証の交付については、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は3月末までにお知らせします。）。

（有効期限）

2号認定は小学校就学前、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが有効期間となります。ただし、認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります（認定を受ける事由により有効期限が異なる場合もございます。）。

（変更手続き）

以前に認定を受けていて、保育を必要とする事由や保育必要量を変更する場合は手続きが必要となります（一度、保育短時間に認定された場合でも、就労時間の変更等により、保育の必要量が変わった場合には、再申請と再認定が可能です。）。

（変更の適用日）

保育必要量の変更があった場合、保育を必要とする時間の範囲が変更となります。また、認定の変更は申請日が属する月の翌月からの適用となります。

Ⅲ延長保育（区立）

（延長保育申込み前にすること）

区立認可保育所・区立認定こども園の在園児の方については、延長保育を申込み前に各保育所の園長にご相談くださいますようお願いいたします（既にご利用されている方が転職する場合も同様）。

（選考対象外）

定員に空きがあった場合でも、選考対象とならない場合は月極延長保育をご利用いただけませんので予めご了承ください。

（通常勤務時間への超過勤務時間の加算）

園到着時間は、就労証明書上の就労時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とします。超過勤務の実績がある場合は、原則として、1日当たりの平均超過勤務時間を園到着時間に加えることができます。

Ⅳ転園

（育児休業中の転園）

育児休業中に転園する場合は、育児休業中の保護者の基本指数が5点となります。

（保育料を滞納している人の転園）

原則として転園の選考対象となりません。

Ⅴ区外からの申込み（入園希望月の1日までに文京区へ転入できる方）

① 入園月の1日までに実際の居住地を文京区とし、住民登録を文京区へ異動のうえ、転入後、速やかに文京区幼児保育課の窓口において、利用申請手続きをしてください。転入できない場合には、入園内定が取消しとなります。（ただし、賃貸借契約書・売買契約書の写し、または「転入に関する申立書」の提出ができない等のために調整指数「区民」が対象外となる方はこの限りではありません。）

② 賃貸借契約書または売買契約書は、転入後の住所、入居日・引渡日、契約当事者双方の署名・捺印がある必要があります。また、入居日または引渡日については、「入園月の1日」以前の日付であることが必須です。なお、賃貸借契約申込書や重要事項説明書は不可とします。

③ 「転入に関する申立書【文京区様式】」は、不動産会社または所有・同居する親族による証明が必要です。また、転入先住所が明確でない場合（地域名のみ等）は不可とします。

Ⅵ内定後

（健康診断）

健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。

（内定辞退取り止め）

内定辞退届の提出後、辞退取り止めの連絡をいただいても受け付けできません。

延長保育 P11

延長保育選考 P20

延長保育申込書 P30

転園の注意点 P33

区外（海外）からの申込み P32

VII保育の必要性を確認するための書類

（有効期限）

就労証明書の発行日の記入がない場合や発行日が各月の申込開始日から3か月以内のものでない場合は、受け付けできませんので、ご注意ください。

（偽造・変造等）

就労証明書などに偽造や変造などの不正が見つかった場合は、選考対象外や内定取消、退園となる場合があります。また、今後の入所選考においても選考対象外とする場合があります。

（複数か所勤務）

就労先が複数ある場合は、全ての勤務先の就労証明書をご提出ください。また、就労状況申告書（文京区所定様式）を提出してください。

（就学中に奨学金を受けている場合）

奨学金（学費のみでなく、生活支援のための費用）を受けている場合は、金額や期間等の詳細が分かる書類を併せてご提出ください。

（事業主の制度等による就学）

就労先から派遣されている場合や、就労先の社員教育制度等を利用して学校に通われている場合は、就労先の就労証明書（文京区所定様式）及び制度を利用していることが分かる書類をご提出ください。

（職業訓練）

ハローワーク等の職業訓練として学校に通われる場合は、受講指示を受けていることが分かる書類（コピー可）をご提出ください。

VIIIその他

（空き状況の公開）

毎月1日に最新の空き状況（募集）について、文京区ホームページ等でお知らせします。

4月選考の空き状況（募集）については、毎年11月初旬ごろに公開いたします。

（配慮が必要なお子様への加配職員について）

加配職員は対象の児童だけでなく必要に応じてクラス保育等を行います。採用状況によって配置できない場合があります、また、加配されるまで入園をお待ちいただく場合もあります。

（月極延長保育料）

月の1日現在、区立保育園の月極延長保育を利用している場合は、月途中で退園もしくは延長保育の辞退をしても1か月分の延長保育料が発生します（日割り計算は行いません。）。

（提出書類の返却等）

提出された資料の返却はできません。提出書類についてコピーが必要な場合は、ご申請者様にてご対応ください。お申し出いただいても、幼児保育課職員にてコピーを取ることは致しかねます。

幼稚園型認定こども園

幼稚園型認定こども園とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園が保育機能を併せ持ち、幼児期の教育・保育を一体的に行う施設です。

※ お茶の水女子大学こども園は保育所型認定こども園です。

(1) 対象施設

施設名称	住所	移行時期
認定こども園元町幼稚園 (元・湯島幼稚園)	本郷 1-1-19	令和7年4月1日

※明化幼稚園、柳町こどもの森、後楽幼稚園、小日向台町幼稚園、千駄木幼稚園の5園は、令和9年度以降順次、幼稚園型認定こども園化を予定しています。

(2) 保育年齢・時間

利用区分	保育年齢(クラス)	教育・保育時間
1号認定利用	3歳児～5歳児	午前9時～午後2時 (午前8時～午前9時、午後2時～午後6時15分で 預かり保育を実施)
2号認定利用	3歳児～5歳児	午前7時15分～午後6時15分 (午後6時15分～午後7時15分で延長保育を実施)
3号認定利用	1歳児～2歳児 (2号認定利用に進級)	

※2・3号認定利用は、保育短時間の場合、教育・保育時間が午前9時～午後5時となります。

※各利用区分の認定については、[P9](#)「2 保育の必要性の認定」をご覧ください。

(3) 申込期間・選考方法

2・3号認定利用は、他の認可保育所等と同様に募集・選考を行います。

1号認定利用は、区立幼稚園と同時期(11月上旬)に次年度4月入園児を募集し、申込者数が募集人員を超過した場合は抽選となります。また、募集人員に満たない園については随時募集を行います。詳しくは「文京区立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園児募集要項」をご確認ください。

(4) 注意事項

・認定区分ごとに定員枠があるため、入園後の区分変更は原則できません。1号認定利用から2号認定利用へ、もしくは2号認定利用から1号認定利用への変更を希望する場合は、改めての申請・選考が必要です。

・1号認定利用・2号認定利用については、利用を区民に限ります。在園中に区外転出した場合は退園になります(1号認定利用は転出日まで、2号認定利用は転出日が属する月の末日までの在籍となります。)

・1号認定利用では土曜・長期休業日等の保育は実施しません。

(要件を満たす方を対象に、長期休業中の預かり保育を実施します。)

・認定区分に関わらず、全ての園児に給食を提供します。

文京区保育施設区分一覧 P6

[目次へ戻る](#)

【 認 可 】 家 庭 的 保 育 事 業

家庭的保育事業とは、保育が必要と認められる3歳未満の児童について、家庭的保育事業者の自宅等で少人数の保育を行うものです。

【申込方法】

「教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書」の希望する保育所の中に含めて申込みしてください。

【通常の保育所と異なる点】

- 保育時間は原則午前9：00～午後5：00（保育標準時間でお申込みした場合でも短時間認定）となります。
- 延長保育の実施及び詳細は各家庭的保育事業者にお問い合わせください。
- 4月1次募集で定員が埋まらなかった場合は、クラス年齢を広げて2次以降の募集を行う場合があります（5月以降の募集に関しても同様）。

【 認 可 】 居 宅 訪 問 型 保 育 事 業

子ども・子育て支援新制度に基づき、重症心身障害児等や医療的ケアが必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスをご家庭において1対1で提供する事業です。

【対象児童】

区内在住の主に1歳から就学前までの児童（0歳児は要相談）で、障害、疾病等の程度を勘案して、保育所での保育が著しく困難であると認められる児童。

【保育時間】

月曜～金曜（祝日及び年末年始等を除く。）

午前8時～午後6時のうち最長8時間以内（給食及び延長保育はありません。）

【保育料】

認可保育所と同じです。（[P44](#) 参照）

【保育運営事業者】

認定 NPO 法人フローレンス

【申込方法】

事前に保育運営事業者と利用についてご相談の上、利用申込みを行ってください。
利用にあたっては、認可保育所等と同様に「保育の必要性」の認定が必要です。

★利用が決まった後、提出が必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書
- 保育の必要性を確認するための書類 [P27](#)
- 保育料を決定するための資料 [P29](#)

上記書類を文京区幼児保育課入園相談係窓口を持参もしくは
右記電子申請フォームより、ご申請ください。

【事業所内保育所（従業員枠）・居宅訪問型保育事業 入所申請フォーム】
<https://logoform.jp/form/6KSu/1263646>



認可外保育施設等の補助金

認可外保育施設等を利用する保護者の方を対象として、保育料補助制度を実施しています。
(認可保育所等と二重在籍をしている場合は補助対象外)

① 補助金の種類、対象となる年齢および補助額

補助制度は、幼児教育・保育無償化による給付金（施設等利用費）と区による上乗せ補助金（保護者負担軽減補助金）から構成されています。

【施設等利用費】

クラス	補助額
3歳児～5歳児クラス	月額3万7千円
0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯	月額4万2千円

【保護者負担軽減補助金】

認可外保育施設等の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助の要件や金額が異なります。

- 補助制度の対象となるためには、対象児童が文京区から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- 詳細は右記の区ホームページをご確認ください。



文京区ホームページ（無償化に伴う利用料の負担軽減について）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001702.html>

② 対象となる施設、サービス

認可外保育施設等に含まれるもの

認可外保育施設、認証保育所、ベビーシッター、一時預かり事業、
病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用を除く。）

なお、対象となるのは上記のうち、**所在自治体から無償化対象施設としての「確認」を受けた施設（企業主導型保育事業を除く。）のみ**です。また、認可外保育施設及びベビーシッターは、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていることも必要です。



文京区ホームページ（幼児教育・保育無償化の対象施設について）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001715.html>

保育園での生活

保育園、ご家族の協力と理解のもとに信頼関係を築きながらお子さまをお預かりします。たくさんのお友だちと遊んだり、生活したりする中で心身ともに健やかな人間性を育んでいくところです。以下では、公設公営の保育園を例に保育園での生活をご紹介します。

《保育の一日の例》 ※この他、季節に合わせた各種行事を行います。

0 歳児	時間	1 ～ 5 歳児
朝の保育開始	開園 7 : 1 5	朝の保育開始
順次登園	8 : 3 0	順次登園
一人一人のリズムに 合わせた 離乳食・授乳・睡眠 ・遊び	1 0 : 0 0 1 2 : 0 0 1 5 : 0 0	活動・遊び 昼食 休息・睡眠 おやつ・遊び
順次降園	1 6 : 0 0	順次降園
夕方の保育開始	1 6 : 3 0	夕方の保育開始
0 歳児保育終了	1 8 : 1 5 1 9 : 1 5 閉園	延長保育開始 補食・遊び 延長保育終了

※クラスによって時間が異なります。

1 送り迎えについて

- ・ 送迎時は送迎者の確認を行います。あらかじめ園に届出した送迎者の方にのみ園児をお引渡しします。なお、小学生による園児の送迎はできません。
- ・ 送り迎えの時間、送迎者が変更になる場合やお休みする時は必ず保育園にご連絡ください。
- ・ 送迎用の駐車場はございませんので、自家用車での送り迎えはできません。
- ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休園となります。お預かり後に地震が発生した場合、できるだけ早いお迎えにご協力ください。
- ・ 台風の接近や通過に伴い、気象警報が発表された場合等は臨時休園になることがあります。その場合、気象警報が解除された場合であっても、当該休園日については再開いたしません。詳細は、保育園入園後に、保育園のしおりや園だより等でご確認ください。

2 健康について

- ・小さなお子さまは、自分の体調の変化を表すことができません。登園前にお子さまの顔色、食欲、機嫌等、健康状態を確認し、普段と違うことがあった場合は、無理せず、ご家庭等で様子をみてください。
- ・お子さまが感染症でお休みした場合は、完治し医師の登園許可が出てから登園してください。また、登園の際に登園届が必要です（登園届は園にあるほか、公設公営園は保護者向けに導入しているアプリよりダウンロードできます。）。
- ・保育園では、原則として与薬はできません（塗り薬・点眼薬等も含みます。）。
- ・健康診断は、園医（嘱託医）によって、定期的に行っています。

3 保育園の食事

- ・保育園での食事は、お子さまにとって身体の発育だけでなく、情緒面や社会性を養うものであり、一日の園での安定した生活リズムを整える一つです。
- ・厚生労働省の「食事摂取基準」を基に必要な量を算出しています。
- ・お子さまの健康状態および栄養状況を把握し、季節の食品を使い、衛生には十分に気を付けて各保育園の調理室で調理をしています。
- ・味覚形成の大切な時期の為、薄味で素材の味を生かしています。
- ・うま味調味料や調理済み冷凍食品を使用せず、手作りに努めています。
- ・給食に使われる食品で、まだ食べたことがないものがありましたら、ご家庭で試していただくようお願いいたします。

【食事形態】 ※公設公営の保育園例

	内 容
離乳食	お子さまの月齢と発達段階に応じて離乳食を提供しています。
乳幼児食	メニューは同じですが、年齢に応じた固さや切り方に配慮し、各年齢に応じた分量を盛り付けています。
おやつ	「第4の食事」です。栄養・腹持ちを考え、手作りを心掛けています。
延長保育補食	夕食に差し支えない程度の軽食や果物、菓子類を提供しています。
牛乳	区立保育園は一日150mlの飲用牛乳を提供しています。
水分補給	麦茶用の粒大麦を煮出し、提供しています。

【食事の特別な配慮について】

- ・給食、補食等は集団給食のため、基本的に個々の希望による対応は行いません。お子さんに特別な配慮が必要な場合は、医師の診断のもと、指示書がある場合のみとし、基本献立からできる範囲内での対応となります。

【食物アレルギーの対応】

- ・医師から原因食品の除去が必要と診断され、保育園において特別な配慮や管理を必要とする場合には保育園にお申し出ください。医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出後、面談を行い、アレルギーの原因となる食物を完全除去することを基本に対応いたします。
- ・毎月の献立打合せで、保護者の方と対応の確認を行います。
- ・途中発症等で、生活管理指導表が提出されるまでは、お弁当の持参をお願いします。

【1歳児クラスから入園するお子さまの食事について】

1歳児クラスの食事は離乳食の完了と授乳の完了を前提として対応しているため、乳幼児食の提供となります。予め入園までにご家庭での準備をお願いします。

【食事内容のお知らせについて】

- ・毎月、保護者の方に献立予定表を配布または配信しています。保育園の行事や食材の納品等の関係から予定日及び献立内容を変更することがありますのでご了承ください。
- ・毎日の食事はサンプルケースに展示します。降園時にお子さまと一緒にご覧ください。

【食育について】

- ・厚生労働省より告示された「保育所保育指針」に基づき、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標にしています。
- ・毎日の食事から「食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待」し、「自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つ」ように働きかけていきます。
- ・楽しい食に関わる経験を通して、子どもたちが意欲的に、安心して落ち着いて食べることができるよう働きかけていきます。
- ・スプーンや箸は、子どもの発達や個人の状況に応じ、無理のないように適切な時期に身に付くよう援助していきます。

※この内容は、私立保育園では異なる場合もありますのでご了承ください。

保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

「心身の発達に遅れがある」等の理由により、保育にあたって特別な配慮を必要とするお子さまを判定会で認定し、要配慮児（※1）として保育します。

保育の実施にあたっては、保護者と園による綿密な話し合いを行い、療育施設等の関係機関と連携（※2）しながら、日中の集団生活を通じてお子さまの成長を促します。

入園後の申請も可能です。幼児保育課入園相談係までお問い合わせください。

※1 要配慮児として認定されると、保育園が個別に指導計画を立てます。計画を実施するうえで必要な場合は職員の増配置（加配）や環境整備等を行います。

※2 保育園では専門的な療法による治療や医療行為は行っておりません。

1 対象となる児童

- (1) 文京区内に在住している児童
- (2) 医療的ケアの実施を必要としない児童
(医療的ケアが必要な場合は別の判定が必要となります。 [P59](#) をご参照ください。)

2 実施および受け入れ園

原則、区内全ての認可保育施設で受け入れます。

ただし、施設環境等を確認していただくためにも、申請前に入園を希望する施設への見学やお問い合わせを推奨いたします。

3 申込み方法および必要書類

保育所入所申込書一式に加えて、以下の書類をご用意ください。

- ☐ 要配慮児保育相談票・心身状況表（文京区所定の様式）【必須】
- ☐ 障害者手帳等の写し（身体障害者手帳、愛の手帳等をお持ちの場合のみ必要）
- ☐ 特別児童扶養手当を受給している証明の写し（該当の場合のみ必要）
- ☐ 診断書（※）（基礎疾患がある場合のみ必要、障害者手帳等がある場合は不要）
- ☐ 療育機関等による発達状態に関する意見書（お持ちの場合のみ必要）

※診断書経費は保護者様のご負担となります。入定後、速やかに提出してください。
(ただし、調整指数に関係する場合は入所申請時に必要です。)

なお、診断書には、以下の3点を明記していただくよう医師にご依頼ください。

- ① 基本的に集団保育を行う環境での生活が可能なこと。
- ② 保育園での医療行為が必要ないこと（与薬等については事前に相談が必要です。）。)
- ③ 日々の通園ができること。

4 入所選考

入所選考は他の申請者と同様に行い、お子さまが特別な配慮を必要とすることによって、加点や優先順位において有利（または不利）とはなりません。

(身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている場合は加点対象となります。)

5 内定後の観察保育

内定した保育所で観察保育を3日程度実施します（いずれも午前中を予定）。
日程は担当者から内定の連絡時にお知らせします。

6 要配慮児判定会

観察保育等を踏まえ、対象となるお子さまの保育に配慮が必要であるかの判断及び保育方針等について検討いたします。

判定結果は内定した保育所からお知らせします。

7 確認書の取り交わし及び認定後の面談

入園（内定）後、園と保護者が保育に当たっての確認事項について話し合いを行い、確認書を取り交わします。

その他、園が作成する個別指導計画書を共有するため、定期的に園と面談を行います。

医 療 的 ケ ア を 必 要 と す る 場 合

医療的ケアを必要とする場合は、入所申込み前に必ず幼児保育課入園相談係までご相談ください。（お問い合わせ先 TEL03-5803-1190）

医療的ケアの実施を必要とする場合は受け入れ可能園が限られています。

医療的ケアの実施の可否については、観察保育を実施の上、医療的ケア判定会において判定いたします。また、医療的ケア判定会にける医療行為の目安は下表のとおりです。なお、医療的ケアの判定にあたっては一定の期間を要するため、入所選考前から観察保育等を実施する場合があります。

区分	医療的ケア判定会にける目安	【例】医療行為（医療的ケア）
A	保育時間内の医療的ケアの 実施あり 【判定会の対象】	○気管切開（喀痰吸引、吸入含む） ○在宅人工呼吸器 ○在宅酸素療法 ○経管栄養（経鼻カテーテル、胃ろう、腸ろう） ○血糖測定、インスリン注射 ○導尿 など
B ※1	保育時間内の医療的ケアの 実施なし 【判定会の対象外】 （ただし保育時間内の観察・配慮が必要な場合は、主治医意見書の提出が必要となり、入所まで一定の期間を要する場合があります。）	○人工肛門 ○膀胱皮膚ろう ○カテーテル類等の留置 （腎ろう、在宅中心静脈栄養、腹膜透析等） 区分Aの内、保育時間内の医療的ケアの実施等がないもの ※2

※1 対象児童は、原則区立園で受け入れる。

※2 保育時間内に日常的な医療的ケアが必要になった場合は区分Aとする。

園 名 の 変 更 等 に つ い て

2026 年 4 月から、以下の保育園の名称が変更となります。

変更前	変更後
SOMPO スマイルキッズ江戸川橋保育園	(仮称) スマイルキッズ江戸川橋保育園



2026年度保育施設住所・連絡先一覧

(2025年11月現在)

園名		所在地	電話番号	保育年齢(クラス)
区立	1	柳町(やなぎちょう)保育園 ※1	小石川 1-23-6 (3811) 0978	1歳 ～ 3歳
		柳町幼稚園(長時間保育)		4歳 ～ 小学校就学前
	2	久堅(ひさかた)保育園	小石川 5-27-7 (3811) 0712	生後4か月 ～ 小学校就学前
	3	さしがや保育園	白山 2-32-6 (3811) 3474	生後4か月 ～ 小学校就学前
	4	千石保育園	千石 1-4-3 (3947) 9220	生後4か月 ～ 小学校就学前
	5	千石西保育園	千石 3-15-15 (3944) 4688	生後4か月 ～ 小学校就学前
	6	水道保育園	水道 1-3-26 (3812) 2237	生後4か月 ～ 小学校就学前
	7	こひなた保育園	小日向 1-21-1 (3943) 4457	1歳 ～ 小学校就学前
	8	大塚保育園	大塚 6-22-19 (3943) 1631	生後4か月 ～ 小学校就学前
	9	青柳(あおやぎ)保育園	関口 3-2-5 (3941) 4518	生後4か月 ～ 小学校就学前
	10	目白台保育園	目白台 1-5-1 (3945) 4220	生後4か月 ～ 小学校就学前
	11	本郷保育園	本郷 1-28-12 (3812) 2394	1歳 ～ 小学校就学前
	12	向丘保育園	向丘 1-3-11 (3814) 6755	生後4か月 ～ 小学校就学前
公設委託	13	根津保育園	根津 1-15-12 (3827) 2161	生後4-3日 ～ 2歳
区立	14	藍染保育園	根津 2-34-15 (3828) 5509	1歳 ～ 小学校就学前
	15	しおみ保育園	千駄木 2-27-8 (3827) 8229	生後4か月 ～ 小学校就学前
	16	駒込保育園	千駄木 3-19-17 (3821) 8800	1歳 ～ 小学校就学前
	17	本駒込西保育園	本駒込 2-9-16 (3947) 2906	1歳 ～ 3歳
	18	本駒込南保育園	本駒込 3-11-14 (3823) 3247	生後4か月 ～ 小学校就学前
	19	本駒込保育園	本駒込 5-63-2 (3822) 3659	生後4か月 ～ 小学校就学前
公設委託	20	お茶の水女子大学こども園 (保育所部分)	大塚 2-1-1 大学南門付近 (5978) 5127	生後4か月 ～ 小学校就学前
区立	21	認定こども園元町幼稚園 (二号・三号認定利用)	本郷 1-1-19 (3814) 9243	1歳 ～ 小学校就学前
私立	22	文京ガーデンひかり保育園	小石川 1-1-7 (3813) 1188	生後5-7日 ～ 小学校就学前
	23	にじのいるか保育園小石川	小石川 1-24-3 (6801) 8228	生後4-3日 ～ 3歳
	24	小学館アカデミー小石川保育園	小石川 2-1-12 (5805) 1015	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	25	クオリスキッズ小石川保育園	小石川 2-2-6 (5615) 9515	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	26	小石川ちとせ保育園	小石川 2-4-12 (5802) 8817	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	27	ちゃいれっく小石川保育園	小石川 2-6-9 (5615) 9410	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	28	富坂まきば保育園	小石川 2-17-40 (3868) 3374	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	29	小石川ここわ保育園	小石川 3-19-7 (3830) 0402	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	30	モニカ茗荷谷駅前園	小石川 5-3-2 (5615) 8798	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	31	ハッピーマム茗荷谷	小石川 5-4-1 (5615) 8877	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	32	茗荷谷ここわ保育園	小石川 5-8-1 (3868) 0639	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	33	グローバルキッズ茗荷谷園	小石川 5-38-11 (3868) 2625	生後5-7日 ～ 小学校就学前
	34	テンダーラビング保育園小石川	後楽 1-8-13 小石川運動場内 (3868) 3997	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	35	グローバルキッズ後楽二丁目分園 ※2	後楽 2-6-1 (5684) 1020	生後5-7日 ～ 2歳
	36	グローバルキッズ後楽二丁目園	後楽 2-20-15 (5684) 3060	1歳 ～ 小学校就学前
	37	文京白山雲母(きらら)保育園	白山 2-15-5 (3830) 1033	生後5-7日 ～ 小学校就学前
	38	木下の保育園白山	白山 2-15-12 (5615) 9985	生後5-7日 ～ 小学校就学前
	39	白山ひかり保育園	白山 2-29-9 (3818) 1188	生後5-7日 ～ 小学校就学前
	40	ソラスト小石川保育園 ※11	白山 3-3-3 (5615) 8300	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	41	キッズハーモニー・白山	白山 4-36-13 (3942) 6460	生後5-7日 ～ 小学校就学前
	42	ベネッセかごまち保育園	白山 5-17-17 (5940) 2023	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	43	千石すきっぷ保育園	千石 1-5-15 (5810) 1640	生後5-7日 ～ 小学校就学前
	44	キッズパートナー文京千石	千石 1-18-19 (5810) 1750	1歳 ～ 小学校就学前
	45	えがの森保育園・せんごく	千石 1-29-4 (3947) 3702	生後4か月 ～ 小学校就学前
	46	にじのいるか保育園千石	千石 2-8-9 (6902) 1551	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	47	にじのいるか保育園千石第二	千石 3-39-15 (6912) 1525	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	48	大空と大地のなーさりい文京千石園	千石 4-2-15 (6304) 1548	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	49	ベネッセ千石保育園	千石 4-45-2 (5981) 6816	生後4-3日 ～ 小学校就学前
	50	神田川ほとりに花咲く保育園	水道 2-9-6 (5810) 1651	1歳 ～ 小学校就学前
	51	クオリスキッズ江戸川橋保育園	水道 2-10-3 (5981) 9612	1歳 ～ 小学校就学前

		園名	所在地	電話番号	保育年齢（クラス）	
私立	52	さくらさくみらい 水道	水道 2-14-10	(6902) 2139	生後4 3日	～ 小学校就学前
	53	さくらさくみらい 小日向	小日向 2-18-3	(6902) 2902	生後4 3日	～ 小学校就学前
	54	ソラスト茗荷谷保育園 ※11	大塚 1-4-1 中央大学茗荷谷キャンパス内	(6902) 9201	生後5 7日	～ 小学校就学前
	55	小学館アカデミー茗荷谷保育園	大塚 1-4-15	(5940) 2566	生後4 3日	～ 小学校就学前
	56	まなびの森保育園茗荷谷	大塚 3-20-5	(3946) 6670	生後4 3日	～ 小学校就学前
	57	大空と大地のなーさーい茗荷谷園	大塚 3-27-1	(5981) 8921	生後4 3日	～ 小学校就学前
	58	グローバルキッズ大塚四丁目園	大塚 4-11-2	(6902) 2802	生後5 7日	～ 小学校就学前
	59	テンダーラビング保育園茗荷谷	大塚 4-41-12	(5981) 8488	生後4 3日	～ 小学校就学前
	60	グローバルキッズ新大塚園	大塚 5-3-13	(3947) 5658	1歳	～ 小学校就学前
	61	ちやいれっく新大塚駅前保育園	大塚 5-29-6	(5940) 3866	生後4 3日	～ 小学校就学前
	62	A I A I NURSERY 新大塚	大塚 6-23-9	(5810) 1725	生後4 3日	～ 小学校就学前
	63	さくらさくみらい 護国寺	大塚 6-37-5	(6912) 2303	1歳	～ 小学校就学前
	64	キッズパートナー文京関口	関口 1-20-6	(5206) 8770	生後4 3日	～ 小学校就学前
	65	(仮称) スマイルキッズ江戸川橋保育園 (SOMPOスマイルキッズ江戸川橋保育園 ※令和8年3月31日までの名称)	関口 1-45-15	(5229) 3007	生後4 3日	～ 小学校就学前
	66	テンダーラビング保育園関口 ※3	関口 2-4-11	(5810) 1821	生後4 3日	～ 小学校就学前
	67	テンダーラビング保育園音羽	目白台 3-4-14	(6902) 1855	生後4 3日	～ 小学校就学前
	68	同仁美登里（どうじんみどり）保育園 ※4	目白台 3-10-9	(3941) 8901	生後4 3日	～ 2歳
	69	ソラストお茶の水第一保育園 ※5・11	湯島 1-10-5-1F	(6801) 5568	生後4 3日	～ 3歳
	70	ソラストお茶の水第二保育園 ※11	湯島 1-10-5-2F	(3868) 3969	1歳	～ 小学校就学前
	71	ぼけっとランド本郷保育園	湯島 2-20-10	(5615) 9230	生後5 7日	～ 小学校就学前
	72	東京こども保育園 ※6	湯島 2-29-1	(5805) 2318	生後5 7日	～ 3歳
	73	たんぼぼ保育園第3分園	湯島 2-31-1	(6240) 0569	生後4 3日	～ 小学校就学前
	74	ミアヘルサ保育園ひびき湯島	湯島 4-1-12	(6801) 8583	生後4 3日	～ 小学校就学前
	75	クオリスキッズ水道橋保育園	本郷 1-14-7	(3830) 1550	生後4 3日	～ 小学校就学前
	76	マジオひまわり保育園本郷	本郷 2-18-11	(6240) 0814	生後5 7日	～ 小学校就学前
	77	M I R A T Z本郷第二保育園	本郷 2-36-4	(5615) 9276	3歳	～ 小学校就学前
	78	慈愛会保育園	本郷 4-12-5	(3816) 3715	生後4 3日	～ 2歳
	79	ポピンズナーサリースクール本郷	本郷 4-15-14	(3868) 2947	生後4 3日	～ 小学校就学前
	80	本郷ちとせ保育園	本郷 6-16-3	(3815) 5555	生後4 3日	～ 小学校就学前
	81	たんぼぼ保育園	本郷 7-3-1	(3812) 4091	生後4 3日	～ 小学校就学前
	82	保育所まゐむ東大前園	向丘 1-16-26	(6801) 5660	生後4 3日	～ 2歳
	83	明日葉保育園西片園	西片 1-8-15	(3868) 0289	生後4 3日	～ 小学校就学前
	84	キッズガーデン文京春日	西片 1-17-8	(5615) 8971	生後5 7日	～ 小学校就学前
	85	こころの保育園文京西片	西片 2-1-1	(5805) 3911	1歳	～ 小学校就学前
	86	どんぐり保育園ラゴム ※7	根津 2-33-17	(5834) 8638	生後4 3日	～ 2歳
	87	ういず千駄木保育園	千駄木 1-15-12	(5842) 1952	生後4 3日	～ 小学校就学前
	88	にじいろ保育園千駄木	千駄木 2-6-3	(5834) 2633	生後5 7日	～ 小学校就学前
	89	テンダーラビング保育園千駄木	千駄木 2-11-3	(5842) 1126	生後4 3日	～ 小学校就学前
	90	ポピンズナーサリースクール千駄木	千駄木 2-16-7	(5815) 2151	生後4 3日	～ 小学校就学前
	91	どんぐり保育園	千駄木 2-48-4	(3828) 8708	3歳	～ 小学校就学前
	92	キッズパートナー文京本駒込	本駒込 1-11-15	(5810) 1635	生後4 3日	～ 小学校就学前
	93	このえ本駒込保育園	本駒込 1-20-19	(6912) 2185	生後4 3日	～ 小学校就学前
	94	このえ第二本駒込保育園	本駒込 1-20-21	(6912) 1007	生後4 3日	～ 小学校就学前
	95	アスク本駒込保育園	本駒込 2-1-23	(5319) 2511	生後4 3日	～ 小学校就学前
	96	キッズラボ千石園	本駒込 2-9-8	(5981) 8677	生後5 7日	～ 小学校就学前
	97	モニカ本駒込園	本駒込 3-20-3	(5834) 8361	生後4 3日	～ 小学校就学前
	98	まなびの森 保育園本駒込プチ・クレイシュ	本駒込 3-22-4	(3823) 5907	生後4 3日	～ 小学校就学前
	99	こどもヶ丘保育園第二本駒込園	本駒込 4-3-1	(5834) 2694	生後4 3日	～ 小学校就学前
	100	こどもヶ丘保育園本駒込園	本駒込 4-42-14	(5834) 8633	生後4 3日	～ 小学校就学前
	101	クオリスキッズ駒込保育園	本駒込 5-71-6	(5832) 9208	生後4 3日	～ 小学校就学前

園名		所在地	電話番号	保育年齢（クラス）
小規模 保育所	102	ちいさいおうち小石川	小石川 5-38-2	(5844) 6049 生後4 3日 ～ 2歳
	103	赤門小規模保育園	本郷 3-30-8	(3868) 3535 1歳 ～ 2歳
	104	MIRATZ本郷保育園 ※8	本郷 4-9-7	(5615) 9270 生後4 3日 ～ 2歳
	105	このえ本郷三丁目小規模保育園	本郷 5-25-16	(3830) 0927 1歳 ～ 2歳
	106	こどもヶ丘保育園本駒込小規模園 ※9	本駒込 4-3-1	(5834) 7639 生後4 3日 ～ 2歳
	107	キッズパートナー文京駕籠町 ※10	本駒込 6-1-22	(5940) 6841 生後4 3日 ～ 2歳
	108	サンライズキッズ保育園白山園	白山 1-7-11	050 (5807) 2203 生後4 3日 ～ 2歳
	109	MIRATZ白山保育園	白山 1-32-4-1F	(3830) 0726 生後4 3日 ～ 2歳
	110	ちいさいおうち大塚仲町	大塚 3-43-3	(6902) 9301 生後4 3日 ～ 2歳
	111	キュービールーム新大塚園	大塚 4-46-5	(6912) 0010 生後4 3日 ～ 2歳
	112	洛和大塚みどり保育園	大塚 4-50-1-1F 文京大塚みどりの郷内	(5395) 0777 生後4 3日 ～ 2歳
	113	MIRATZ目白台保育園	目白台 2-13-2	(5981) 9263 生後4 3日 ～ 2歳
	114	薊の糸おとわ小規模保育園	音羽 1-1-7-1F	(6304) 1138 生後4 か月 ～ 2歳
	115	みらいつばさ千駄木保育園	千駄木 2-13-1	(5834) 7612 生後4 3日 ～ 2歳
	116	ハッピーナーサリー千駄木小規模保育園	千駄木 4-1-14-1F	(5842) 1192 生後4 3日 ～ 2歳

事業所内 保育所	117	ちいさいおうち春日とモーハウス	春日 2-25-3	(6801) 5211 生後4 3日 ～ 2歳
	118	国立大学法人東京科学大学 わくわく保育園	湯島 1-5-45	(5803) 4078 生後5 7日 ～ 2歳

家庭的 保育事業	119	家庭的保育室プチ・アンジュ (白石 眞利子)	春日 2-4-15	090 (4845) 3303 生後4 か月 ～ 2歳
	120	とことこ保育ルーム (吉成 純子)	白山 4-26-10 ポール白山103	080 (5888) 3364 生後4 か月 ～ 2歳
	121	Nursery room Cocco (金井 朝子)	白山 5-17-25	080 (6636) 6082 生後4 か月 ～ 2歳
	122	ぽっかぽか保育室 (岩瀬 昌子)	本駒込 3-38-9	090 (2635) 7156 生後4 か月 ～ 2歳
	123	家庭的保育室 Sandy's (小堀 奈央)	本駒込 4-27-3	(3822) 8488 生後4 か月 ～ 2歳

- ※1 柳町保育園の卒園者は、柳町幼稚園（長時間保育）へ進級
 ※2 グローバルキッズ後楽二丁目分園の卒園者は、グローバルキッズ後楽二丁目本園に進級
 ※3 定員とは別に、医療的ケア児の受入枠があります。
 ※4 同仁美登里保育園卒園者は、同仁美登里幼稚園に優先して入園できる取り組みがあります。
 ※5 ソラストお茶の水第一保育園の卒園者は、ソラストお茶の水第二保育園に進級
 ※6 東京こども保育園の卒園者は、ぼけっとランド本郷保育園に進級
 ※7 どんぐり保育園ラゴムの卒園者は、どんぐり保育園に進級
 ※8 MIRATZ本郷保育園の卒園者は、MIRATZ本郷第二保育園に進級
 ※9 こどもヶ丘保育園本駒込小規模園の卒園者は、こどもヶ丘保育園本駒込園またはこどもヶ丘保育園第二本駒込園に進級
 ※10 キッズパートナー文京駕籠町の卒園者は、キッズパートナー文京千石に進級
 ※11 2026年4月より、ソラスト全園の運営事業者は㈱ソラストから子会社の㈱ソラスト・キッズ・ネクストに変更予定です。園名や園運営に関する変更はありません。



2026 年度保育施設 MAP

区立	
1	柳町（やなぎちょう）保育園 柳町幼稚園（長時間保育）
2	久堅（ひさかた）保育園
3	さしがや保育園
4	千石保育園
5	千石西保育園
6	水道保育園
7	こひなた保育園
8	大塚保育園
9	青柳（あおやぎ）保育園
10	目白台保育園
11	本郷保育園
12	向丘保育園
13	根津保育園
14	藍染保育園
15	しおみ保育園
16	駒込保育園
17	本駒込西保育園
18	本駒込南保育園
19	本駒込保育園
20	お茶の水女子大学こども園 （保育所部分）
21	認定こども園元町幼稚園 （二号・三号認定利用）
私立	
22	文京ガーデンひかり保育園
23	にじのいるか保育園小石川
24	小学館アカデミー小石川保育園
25	クオリスキッズ小石川保育園
26	小石川ちとせ保育園
27	ちやいれっく小石川保育園
28	富坂まきば保育園
29	小石川こころ保育園
30	モニカ茗荷谷駅前園
31	ハッピーマム茗荷谷
32	茗荷谷こころ保育園
33	グローバルキッズ茗荷谷園
34	テンドーラビング保育園小石川
35	グローバルキッズ後楽二丁目分園
36	グローバルキッズ後楽二丁目園
37	文京白山雲母（きらら）保育園
38	木下の保育園白山
39	白山ひかり保育園
40	ソラスト小石川保育園
41	キッズハーモニー・白山
42	ベネッセかごまち保育園
43	千石すきっぷ保育園
44	キッズパートナー文京千石
45	えがの森保育園・せんごく
46	にじのいるか保育園千石
47	にじのいるか保育園千石第二
48	大空と大地のなーさーい文京千石園
49	ベネッセ千石保育園
50	神田川ほとりに花咲く保育園
51	クオリスキッズ江戸川橋保育園
52	さくらさくみらい 水道
53	さくらさくみらい 小日向
54	ソラスト茗荷谷保育園
55	小学館アカデミー茗荷谷保育園
56	まなびの森保育園茗荷谷
57	大空と大地のなーさーい茗荷谷園
58	グローバルキッズ大塚四丁目園
59	テンドーラビング保育園茗荷谷
60	グローバルキッズ新大塚園
61	ちやいれっく新大塚駅前保育園
62	A I A I NURSERY 新大塚
63	さくらさくみらい 護国寺
64	キッズパートナー文京関口
65	（仮称）スマイルキッズ江戸川橋保育園 （SOMPOスマイルキッズ江戸川橋保育園 ※令和8年3月31日までの名称）
66	テンドーラビング保育園関口
67	テンドーラビング保育園音羽
68	同仁美登里（どうじんみどり）保育園





私 立	
69	ソラストお茶の水第一保育園
70	ソラストお茶の水第二保育園
71	ほけっとランド本郷保育園
72	東京こども保育園
73	たんぽぽ保育園第3分園
74	ミアヘルサ保育園ひびき湯島
75	クオリスキップ水道橋保育園
76	マジオひまわり保育園本郷
77	M I R A T Z本郷第二保育園
78	慈愛会保育園
79	ポビズナーサリースクール本郷
80	本郷ちとせ保育園
81	たんぽぽ保育園
82	保育所まゐる東大前園
83	明日葉保育園西片園
84	キッズガーデン文京春日
85	こころの保育園文京西片
86	どんぐり保育園うらゴム
87	ういず千駄木保育園
88	にじいろ保育園千駄木
89	テンドーラビंग保育園千駄木
90	ポビズナーサリースクール千駄木
91	どんぐり保育園
92	キッズパートナー文京本駒込
93	このえ本駒込保育園
94	このえ第二本駒込保育園
95	アスク本駒込保育園
96	キッズラボ千石園
97	モニカ本駒込園
98	まなびの森 保育園本駒込プチ・クレイシュ
99	こどもヶ丘保育園第二本駒込園
100	こどもヶ丘保育園本駒込園
101	クオリスキップ駒込保育園
小 規 模 保 育 所	
102	ちいさいおうち小石川
103	赤門小規模保育園
104	M I R A T Z本郷保育園
105	このえ本郷三丁目小規模保育園
106	こどもヶ丘保育園本駒込小規模園
107	キッズパートナー文京鶯籠町
108	サンライズキッズ保育園白山園
109	M I R A T Z白山保育園
110	ちいさいおうち大塚仲町
111	キュービールーム新大塚園
112	洛和大塚みどり保育園
113	M I R A T Z目白台保育園
114	藤の糸おとわ小規模保育園
115	みらいつばさ千駄木保育園
116	ハッピーナーサリー千駄木小規模保育園
事 業 所 内 保 育 所	
117	ちいさいおうち春日とモーハウス
118	国立大学法人東京科学大学 わくわく保育園
家 庭 的 保 育 事 業	
119	家庭的保育室プチ・アンジュ (白石 真利子)
120	とことこ保育ルーム (吉成 純子)
121	Nursery room Coco (金井 朝子)
122	ぽっかぽか保育室 (岩瀬 昌子)
123	家庭的保育室Sandy's (小堀 奈央)

お問い合わせの前に、「よくある質問」をご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001785/index.html>



区ホームページ（認可保育所 トップページ）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001732.html>



内 容	お問い合わせ先
認可保育施設、区立幼稚園及び区立幼稚園型認定こども園のお申込み	入園相談係 TEL 03-5803-1190
新規園の開設	保育施設支援担当 TEL 03-5803-1857
認可外保育施設の在園児保護者に対する助成・補助 私立幼稚園	施設給付・私立幼稚園担当 TEL 03-5803-1823
区立保育園の運営	幼児保育係 TEL 03-5803-1189
区立保育園の給食	給食指導担当 TEL 03-5803-1289
私立認可保育施設等に対する指導	保育施設指導担当 TEL 03-5803-1845
私立認可保育施設等に対する検査	保育施設検査担当 TEL 03-5803-1873



文京区

